

租税特別措置等に係る政策評価

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）及び平成27年度国土交通省事後評価実施計画（平成27年3月27日最終変更）に基づき、租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。）に係る政策評価（事業評価方式）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施するものである。

事前評価は、租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際に実施するものであり、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際には、必ず実施しなければならないこととされている。

事後評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等について、事後評価実施計画に定めるものについて実施する。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、各府省共通の様式により、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等）等を明らかにする。

2. 今回の評価結果等について

今回は、平成28年度税制改正要望にあたって9の租税特別措置等について事前評価を実施するとともに、13の租税特別措置等について事後評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

以上

租税特別措置等に係る政策評価書一覧

	事前評価	ページ
(総合政策局)		
1	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の見直し	1
(土地・建設産業局)		
2	一時差異等調整引当額についての所要の措置	8
3	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し	11
(都市局)		
4	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長	13
5	市街地再開発事業における権利変換に伴う権利変動があった場合のグループ法人税制の適用に係る所要の措置の拡充	24
6	市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の特例措置の拡充	27
(水管理・国土保全局)		
7	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の延長・拡充(グリーン投資減税)	37
(住宅局)		
8	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	43
(鉄道局)		
9	JR北海道及びJR四国に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金に係る圧縮記帳の拡充	47

事後評価

(国土政策局)

- 1 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 51

(土地・建設産業局)

- 2 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 54

- 3 特定目的会社に係る課税の特例 57

- 4 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 59

(水管理・国土保全局)

- 5 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 61

- 6 収用換地等の場合の所得の特別控除 64

(道路局)

- 7 転廃業助成金等に係る課税の特例 67

(住宅局)

- 8 短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外 69

- 9 短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外 72

- 10 収用等に伴い代替資産等を取得した場合の課税の特例 74

(鉄道局)

- 11 新幹線鉄道大規模改修準備金 77

(海事局)

- 12 船舶の定期検査に係る特別修繕準備金 81

(航空局)

- 13 短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外 85

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		
2	要望の内容		
3	担当部局		
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		
6	適用又は延長期間		
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 《政策目的の根拠》
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8	有効性 等	① 適用数等	

		②: 減収額	
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		
2	租税特別措置等の内容		
3	担当部局		
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		
6	適用期間		
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 《政策目的の根拠》
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8	有効性 等	① 適用数等	

		②: 減収額	
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の見直し(所得税・法人税)
2	要望の内容	<p>【制度の概要】 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下「物流総合効率化法」という。)の改正により創設する新たな物流効率化のための計画(以下「法定計画」という。)の認定を受けた者が、同計画に基づき取得した事業用資産(以下「特定輸送保管連携業務施設」という。)に係る特例措置を講ずる。</p> <p>【要望の内容】 改正物流総合効率化法に基づく法定計画の認定を受けた事業者が、同計画に基づき取得する特定輸送保管連携業務施設について、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の100分の10に相当する金額との合計額とする(10%の割増償却)とともに、現行の物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けた者について、所要の経過措置を設けることとする。</p>
3	担当部局	総合政策局物流政策課(物流産業室)
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成8年度 延長 (20/100) 地区要件の追加 平成10年度 延長 (18/100) ランプウェイ構造追加 平成12年度 延長 (16/100) 平成14年度 延長 (12/100) 規模要件の引き上げ 平成16年度 延長 (10/100) 輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成17年度 延長 (10/100) 要件の見直し 平成18年度 延長 (10/100) 平成19年度 延長 (10/100) 平成21年度 延長 (10/100) 要件の見直し 平成23年度 延長 (10/100) 要件の見直し 平成25年度 延長 (10/100) 災害要件の追加 平成27年度 延長 (10/100) 規模要件の引き上げ</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 物流分野における労働力不足、より一層の地球温暖化対策の必要性等、昨今の物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流機能の安定的かつ持続的な確保を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 今世紀に入り、企業の国際競争力の強化が一層求められる中で、極力無駄な在庫を持たないサプライチェーンマネジメントの徹底が進められており、ジャストインタイムの物流管理や、多頻度少量輸送、流通過程における流通加工等の業務が求められるようになってきている。そのため、流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって、我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境負荷の低減を図ることを目的として平成17年に物流総合効率化法が施行され、</p>

		<p>物流施設の集約化と輸送網の効率化を図ってきたところである。</p> <p>しかし最近では、急速な通販物流の進展とともに、多頻度少量輸送や時間指定、当日配送など輸送に対する要求水準も更に高まってきている。このように物流に求められる役割が高まる一方で、近年ではトラックドライバー不足により、高度化する物流を支えきれず、物流が停滞する事態も生じ始めているところである。</p> <p>我が国の産業競争力強化や便利で迅速な物流の維持による豊かな国民生活の実現のためには、物流の担い手であるトラックドライバー不足への対応は急務である。我が国の労働力人口が減少していく中、トラックドライバー不足への対応は、労働条件等の改善にとどまらず、省労働力型の物流体系を構築することも必要である。</p> <p>このような背景により、モーダルシフトの更なる推進、輸送機能と保管機能の連携による輸送フローの効率化を図るため、具体的には、両機能の連携が図られた倉庫(特定輸送保管連携業務施設)の整備を促進し、空車回送、低積載率での輸送、荷待ち時間等の輸送における非効率な課題の解消を図る必要がある。こうした課題を解消することは、トラック事業の労働生産性の向上につながるものであり、ひいては環境負荷の低減にも資するものであることから、より一層の対応が求められている地球温暖化対策にもつながるものである。特定輸送保管連携業務施設の整備促進に当たっては、本租税特別措置を始めとする各種支援措置を講じることで、事業者には施設整備のためのインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>労働生産性の向上については、平成27年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015においても、少子化対策の必要性を取り上げながら、当面の供給制約への対応の観点として、労働生産性の向上が必要であるとしており、また、「サービス産業チャレンジプログラム」(平成27年4月15日日本経済再生本部決定)に基づき、サービス産業の労働生産性の伸び率を、2020年までに2.0%とすることを目指すとされている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成32年度における営業倉庫に係る輸送フローに係る労働生産性について、政策を実施しない場合と比べて2.0%向上させるため、輸送と保管が連携した営業倉庫を新設倉庫の2割とすることを目標とする。</p> <p>○現行制度における昨年の目標</p> <p>「平成32年度末までにCO2排出量を平成2年に対して25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からのCO2排出量について29万トン(1990年排出量115万トンに対して25%相当)を削減。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>毎年新增設される営業倉庫数全体に占める輸送保管連携業務施設数の割合が2割として、上記目標値を達成するため、期間中の各保管輸送連携業務施設における労働生産性を10%上昇させる。</p> <p>○現行制度における昨年の測定指標</p> <p>環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成28(2016)年度末までの2年間に、CO2排出量を5.8万トン(政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.9万トン/年))削減する。</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置を活用することにより、輸送の効率化に資する機能を有する営業倉庫に対する投資を促進し、輸送と保管の界面で生じている非効率な物流を解消することで、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流機能の安定的かつ持続的な確保が図られる。</p>																																																			
8	有効性等	① 適用数等	<p>＜適用数及び適用額の推計値＞ （上段：適用数（単位：件）、下段：適用額（単位：百万円））</p> <table border="1" data-bbox="544 524 1444 689"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>64.3</td> <td>64.3</td> <td>64.3</td> <td>64.3</td> <td>64.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※過去 10 年間の実績等から推計 ※適用額=取得価額×償却率×割増償却率 ※算出根拠は別紙を参照</p> <p>○現行制度における適用数及び適用額の推移</p> <table border="1" data-bbox="544 902 1457 1178"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>37</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>22</td> <td>105</td> <td>169</td> <td>220</td> <td>295</td> <td>307</td> <td>228</td> <td>233</td> <td>233</td> <td>197</td> <td>2009</td> </tr> </tbody> </table> <p>※税制利用証明書（地方運輸局発行）に基づく実績</p> <p>《僅少、偏りがないか》 平成 17 年度から平成 26 年度までの物流総合効率化法による認定件数は 257 件、税制利用は 63 社あり、約 25%が本制度を利用していることから僅少、偏っているとは言えない。</p> <p>《適用実態に関する情報を用いない理由》 本租税特別措置の適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書が必要としており、実績については詳細に把握しているところである。 一方、租特透明化法に基づき把握される情報は、本租税特別措置分の適用数のみを抽出することができないため、当該情報を用いることはできない。</p>	H28	H29	H30	H31	H32	20	20	20	20	20	64.3	64.3	64.3	64.3	64.3	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計	件数	6	17	23	28	37	37	28	32	33	37	278	適用額 (百万円)	22	105	169	220	295	307	228	233	233	197	2009
H28	H29	H30	H31	H32																																																		
20	20	20	20	20																																																		
64.3	64.3	64.3	64.3	64.3																																																		
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計																																											
件数	6	17	23	28	37	37	28	32	33	37	278																																											
適用額 (百万円)	22	105	169	220	295	307	228	233	233	197	2009																																											
		② 減収額	<p>＜減収額の推計値＞ （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="544 1686 1412 1780"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16.4</td> <td>16.4</td> <td>16.4</td> <td>16.4</td> <td>16.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額=適用額×税率 ※算出根拠は別紙を参照</p> <p>○現行制度における減収額の推移 （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="544 1966 1425 2040"> <thead> <tr> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>31</td> <td>51</td> <td>66</td> <td>88</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>59</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	H28	H29	H30	H31	H32	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計	6	31	51	66	88	92	68	69	70	59	600																			
H28	H29	H30	H31	H32																																																		
16.4	16.4	16.4	16.4	16.4																																																		
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計																																												
6	31	51	66	88	92	68	69	70	59	600																																												

		<p>※税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績</p> <p>《適用実態に関する情報を用いない理由》 本租税特別措置の適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書を必要としており、実績については詳細に把握しているところである。 一方、租特透明化法に基づき把握される情報は、本租税特別措置分の適用数のみを抽出することができないため、当該情報を用いることはできない。</p>																																				
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H28~H32) 租税特別措置による効果により、輸送保管連携業務施設にかかる輸送の生産性の目標値を十分達成できる見込みであることから、非効率な輸送を解消するという政策目標は達成可能。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H28~H32) 1 運行あたりの所要時間が 10 時間であったものが、輸送保管連携業務施設を活用することで、荷待ち時間が削減され、9 時間になれば、時間当たりの生産性は 1/10 から 1/9 へと約 11%上昇することになり、租税特別措置による目標を達成する。</p> <p>○現行制度における達成目標の実現状況 現在、目標期間(H27~H28)中のため未集計だが、直近の状況は以下の表のとおり。平成 27 年 3 月末における営業倉庫(241 件)の排出削減量は 140,507 トンとなっている。(達成目標 29 万トンに対する達成率約 48%)</p> <table border="1" data-bbox="544 1037 1382 1223"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>29</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>28</td> <td>36</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>CO2 排出削減量(t)</td> <td>8,899</td> <td>6,856</td> <td>39,756</td> <td>19,892</td> <td>4,874</td> <td>6,339</td> <td>2,479</td> <td>11,637</td> <td>30,714</td> <td>9,061</td> <td>140,507</td> </tr> </tbody> </table> <p>※物流効率化法の認定申請書に記載の CO2 削減量を集計</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H28~H32) 租税特別措置が新設されない場合、輸送と保管の界面における労働生産性向上の阻害要因が解消されずに非効率な輸送が継続することとなり、サービス産業全体の労働生産性の向上の足かせとなる可能性がある。</p> <p>-----</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H28~H32) 租税特別措置による生産性の向上により、効率的な輸送が実現し、物流コストが低減するため企業収益が改善することで税収増に寄与する。</p>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計	件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	36	241	CO2 排出削減量(t)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	11,637	30,714	9,061	140,507
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計																											
件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	36	241																											
CO2 排出削減量(t)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	11,637	30,714	9,061	140,507																											
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての</p>																																				

			妥当性が認められる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	計画策定経費に係る補助金を予算要求中（58百万円の内数）。当該特例措置に係る事業の計画立案段階において、上記計画策定経費を活用することで、事業への参入の動機付けを行う。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を要望。 効率的で環境負荷の低い物流の実現は現代の地域社会の発展や人々の生活を豊かにするために不可欠であり、また、最近の大型物流施設は通販物流等に対応するための従業員等、多くの地域雇用を創出している。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月

国税減税額(単年度計算)

(百万円)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増 償却率 (C)	割増償却額 (A) × (B) × (C) (D)	減税額 (D) × 税率 25.50%
			耐用 年数	定額法 (B)			
営業倉庫							
普通倉庫	14	15,180.1	31	0.033	10%	50.1	12.8
冷蔵倉庫	6	2,965.8	21	0.048	10%	14.2	3.6
合計	20	18,145.9				64.3	16.4

(施設:5年間 割増償却10%)

<普通倉庫>

減税額=取得額×0.033×10%×25.5%

(単位:百万円)

	取得年度					課税対象額
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
取得価格	15,180.1	15,180.1	15,180.1	15,180.1	15,180.1	
28年度	15,180.1					15,180
29年度	15,180.1	15,180.1				30,360
30年度	15,180.1	15,180.1	15,180.1			45,540
31年度	15,180.1	15,180.1	15,180.1	15,180.1		60,720
32年度	15,180.1	15,180.1	15,180.1	15,180.1	15,180.1	75,901

平年度減収額

課税対象額75901(百万円)×0.033×10%×25.5%=64(百万円)

初年度減税額	13 百万円
平年度減税額	64 百万円

<冷蔵倉庫>

減税額=取得額×0.048×10%×25.5%

(単位:百万円)

	取得年度					課税対象額
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
取得価格	2,965.8	2,965.8	2,965.8	2,965.8	2,965.8	
28年度	2,965.8					2,966
29年度	2,965.8	2,965.8				5,932
30年度	2,965.8	2,965.8	2,965.8			8,897
31年度	2,965.8	2,965.8	2,965.8	2,965.8		11,863
32年度	2,965.8	2,965.8	2,965.8	2,965.8	2,965.8	14,829

平年度減収額

課税対象額14829(百万円)×0.048×10%×25.5%=18(百万円)

初年度減税額	4 百万円
平年度減税額	18 百万円

<合計>

減税額=取得額×耐用年数(定額法)×10%×25.5%

(単位:百万円)

	取得年度					課税対象額
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
取得価格	18,145.9	18,145.9	18,145.9	18,145.9	18,145.9	
28年度	18,145.9					18,146
29年度	18,145.9	18,145.9				36,292
30年度	18,145.9	18,145.9	18,145.9			54,438
31年度	18,145.9	18,145.9	18,145.9	18,145.9		72,584
32年度	18,145.9	18,145.9	18,145.9	18,145.9	18,145.9	90,730

平年度減収額

課税対象額90730(百万円)×耐用年数(定額法)×10%×25.5%=82

初年度減税額	17 百万円
平年度減税額	82.0 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	一時差異等調整引当額についての所要の措置 (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	「純資産控除項目」に係る一時差異等調整引当額の増減額に相当する額は、判定式の分母での調整の対象外とすること。
3	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。 平成 26 年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。 平成 27 年度改正で税会不一致解消のための手当がされた。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 導管性要件に係る判定式を見直すことによって、投資法人の導管性を確保し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」</p> <p>○ 「日本再興戦略」改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋) 「投資家がインフラ投資に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。また、ヘルスケアリートについて、関係省庁・業界団体等が連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を加速する。 不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多数化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」</p> <p>○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行され</p>

		<p>る各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○ 平成 27 年度税制改正大綱 「投資法人等の課税については、投資家と運用対象資産とを結びつける導管としての実態が確保される場合には支払配当の損金算入を認めている特例的な制度であり、通常法人との課税の公平性を確保する必要があることを前提として、その運用対象資産の範囲について、こうした制度の趣旨や、投資家に対してインフラファンド市場等を通じて投資を促す政策的意義等を考慮しつつ、諸外国における制度・事例にも留意しながら、引き続き検討する。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 3 1 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人の導管性を確保すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 改正が実現した場合において、「純資産控除項目」が生じる法人について、投資法人の課税の特例の適用を受ける件数。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、投資法人の導管性が確保されるため、不動産証券化市場の活性化につながる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末) 上場不動産投資法人 46 社(平成 26 年 7 月末) 上場不動産投資法人 53 社(平成 27 年 7 月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は約 254,249 百万円(平成 25 年度における租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査結果)。</p> <p>また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。</p>

		②: 減収額	-
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:-~-)</p> <p>本改正が実現すれば、投資法人の導管性が確保されるため、不動産証券化市場の活性化につながる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:-~-)</p> <p>本改正が実現すれば、投資法人の導管性が確保される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:-~-)</p> <p>本改正が措置されなかった場合、繰延ヘッジ損失等の「純資産控除項目」が生じ、一時差異等調整引当額として利益処分に応じた場合、投資法人の導管性を確保できないおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 27 年度)</p> <p>投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっているため、税収減を生じさせるものではない(仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもそもの課税対象が生じていなかったと考えられる)。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	そもそも税の問題であるため、税による手当てを行うことが必要である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税)	
2	要望の内容	二重課税調整措置を見直し、できる限り効率的・効果的に二重課税を排除できる仕組みを設ける。	
3	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課	
4	評価実施時期	平成 27 年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を排除することによって、国内外の投資に係る税の中立性を維持すること。
			《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成 22 年7月 29 日) ・海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき ・投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか ・個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」
8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国際的二重課税を排除すること。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資家数等。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置がなければ、国際的二重課税の状態が生じ、投資意欲が減退すると考えられる。
	① 適用数等	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。	
	② 減収額	二重課税措置の方法を見直すものであり、減収額は生じないと考えられる。	

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:-~-) 新規要望のため、該当せず</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:-~-) 新規要望のため、該当せず。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:-~-) 本措置がなければ、国際的な二重課税が発生し、投資家による投資意欲が減退すると考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:-~-) 二重課税措置の方法を見直すものであり、税收減は生じないと考える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の達成目標の実現に際し、効率的(新たな財政上の措置が不要)な措置であり、要望している措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	減収額は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業(復興交付金事業計画に記載されている集団移転促進事業と併せて行うもの)のために買い取られる土地及び当該土地の上に存する資産であることについて、国土交通大臣(当該事業を施行する者が市町村である場合には道庁知事)の証明を平成28年3月31日までの間に受け、当該証明を受けた土地及び当該土地の上に存する資産を地方公共団体等に譲渡した場合の譲渡所得に係る課税の特例措置(5,000万円特別控除)につき、当該証明を受ける期限を平成31年3月31日までに延長する。
3	担当部局	国土交通省都市局都市安全課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度 創設
6	適用又は延長期間	3年間(平成28年度～平成30年度)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 震災により住居を失った被災者の居住を迅速かつ確実に確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 「地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。」(p.9)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域内において計画された防災集団移転促進事業等の実施。 (被災者の居住の確保を目的とするものであり、本来は早急に100%の確保が求められるものであるが、住民意向を踏まえた各地方公共団体の復興整備計画に基づき実施される事業であり、地方公共団体によっては除染作業の進捗状況にも影響されるなど、不確定要素が多分にあることから、定量的な目標とはせず、適用期間中に計画された事業の完了を目標とするものである。)</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成 30 年度末までに東日本大震災復興特別区域法第 4 条第 1 項に規定する特定被災区域内において計画された防災集団移転促進事業等の用に供する用地面積の取得。</p> <p>なお、地権者による土地の譲渡については、土地代金等、他の影響を受けることも考えられるものであるが、土地の評価額については、地域の動向を踏まえた適切な不動産鑑定結果に基づき算出されているものである。</p> <p>また、本特例措置は、土地の譲渡にあたっての税制面での支障を緩和又は解消し、手続きに一定の時間を要する土地収用等の強制手段によることなく、地権者の理解の下に用地取得を短期間で完了させ、被災者の居住を早急に確保すること等を目的として設けられた特例措置であり、適用対象となる条件下において土地を譲渡し、代替資産を取得した地権者については、土地代金に関わらず基本的にはすべての地権者が本特例措置の適用を受けることとなる。</p> <p>仮に、本特例措置がなかったとした場合には、用地交渉が長期化する又は収用手続きが増加することが想定され、政策目的の達成に遅れが生じることに繋がるおそれがある。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 用地取得の進捗が図られることにより、住宅団地用地の確保が困難な状況にある被災地における居住施設用地の迅速な確保、居住施設の早期着工に繋がわり、もって被災者の居住の迅速かつ確実な確保に寄与する。</p>																																				
有効性等	① 適用数等	<p>本特例措置の適用実績及び適用見込みは以下のとおり。</p> <p>なお、適用実績の把握については、地方公共団体から報告された、より実態に則した実績値及び推計値を利用しているため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報は用いていない。</p> <table border="0" data-bbox="571 1238 1374 1570"> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>個人</td> <td>適用件数: 818 件</td> <td>特別控除額: 4,095,431 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>適用件数: 15 件</td> <td>特別控除額: 57,176 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>個人</td> <td>適用件数: 562 件</td> <td>特別控除額: 2,136,592 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>適用件数: 18 件</td> <td>特別控除額: 91,718 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>個人</td> <td>適用件数: 231 件</td> <td>特別控除額: 1,398,617 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>適用件数: 14 件</td> <td>特別控除額: 68,686 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度以降</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人</td> <td>適用件数: 33 件</td> <td>特別控除額: 334,848 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>適用件数: 1 件</td> <td>特別控除額: 1,298 千円</td> </tr> </table> <p>上記「平成 28 年度以降」の適用件数及び特別控除額は、以下の理由により評価時点で算定可能な地方公共団体のみを推計値を計上している。</p> <p>平成 28 年度以降、本特例を適用する可能性のある地方公共団体は次の①及び②のとおり。</p> <p>① 平成 27 年度内の用地取得を目標とする計画を策定していたが、やむを得ない事情により用地取得が平成 28 年度に及んでしまう地方公共団体。</p> <p>② 原発事故に伴い、本特例が設けられる以前から広範囲に渡り継続して避難指示区域に指定されていたが、時間の経過とともに除染作業等に進捗が見られはじめたことで、集団移転促進事業を実施する可能性が出てきた地方公共団体。</p>	平成 25 年度	個人	適用件数: 818 件	特別控除額: 4,095,431 千円		法人	適用件数: 15 件	特別控除額: 57,176 千円	平成 26 年度	個人	適用件数: 562 件	特別控除額: 2,136,592 千円		法人	適用件数: 18 件	特別控除額: 91,718 千円	平成 27 年度	個人	適用件数: 231 件	特別控除額: 1,398,617 千円		法人	適用件数: 14 件	特別控除額: 68,686 千円	平成 28 年度以降					個人	適用件数: 33 件	特別控除額: 334,848 千円		法人	適用件数: 1 件	特別控除額: 1,298 千円
平成 25 年度	個人	適用件数: 818 件	特別控除額: 4,095,431 千円																																			
	法人	適用件数: 15 件	特別控除額: 57,176 千円																																			
平成 26 年度	個人	適用件数: 562 件	特別控除額: 2,136,592 千円																																			
	法人	適用件数: 18 件	特別控除額: 91,718 千円																																			
平成 27 年度	個人	適用件数: 231 件	特別控除額: 1,398,617 千円																																			
	法人	適用件数: 14 件	特別控除額: 68,686 千円																																			
平成 28 年度以降																																						
	個人	適用件数: 33 件	特別控除額: 334,848 千円																																			
	法人	適用件数: 1 件	特別控除額: 1,298 千円																																			

		<p>上記②については、移転事業に係る具体の計画が策定されていない段階にあるため、評価時点において移転先となる候補地、取得予定面積、土地の評価額等が不明であり、根拠のある適用数等を推計できる状況にはない。そのため、既に計画を策定済みの①に該当する地方公共団体における実施計画等に基づく推計値を計上する。</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>平成 25 年度から平成 27 年度における各年度の減収額は以下のとおり。 (算定根拠は別添のとおり。なお、平成 27 年度については、評価時点以降の推計値を含む。)</p> <p>平成 25 年度 ◇国 税 所得税:583,599 千円、法人税:8,576 千円 ◇地方税 個人住民税:194,533 千円、法人住民税:1,484 千円 法人事業税:5,485 千円</p> <p>平成 26 年度 ◇国 税 所得税:304,464 千円、法人税:13,758 千円 ◇地方税 個人住民税:101,488 千円、法人住民税:2,380 千円 法人事業税:8,798 千円</p> <p>平成 27 年度 ◇国 税 所得税:199,303 千円、法人税:10,303 千円 ◇地方税 個人住民税:66,434 千円、法人住民税:1,329 千円 法人事業税:6,590 千円</p> <p>平成 28 年度以降 3 カ年における減収見込額は以下のとおり。 (算定根拠は別添のとおり。評価時点において事業計画が未策定である地方公共団体の見込額については含まれていない。)</p> <p>平成 28 年度 ◇国 税 所得税:36,673 千円、法人税:195 千円 ◇地方税 個人住民税:12,224 千円、法人住民税:25 千円 法人事業税:124 千円</p> <p>平成 29 年度 ◇国 税 所得税:9,483 千円 ◇地方税 個人住民税:3,161 千円</p> <p>平成 30 年度 ◇国 税 所得税:1,559 千円 ◇地方税 個人住民税:520 千円</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 27 年度) 本特例措置が新設されて以降、評価時点までに各地方公共団体において計画された防災集団移転促進事業等に係る用地取得については、適用期限である平成 28 年 3 月 31 日までに概ね完了する見込みであり、被災者の居住の確保等に係る事業が着実に進められてきたところ。 一方、原発事故発生以降継続して避難指示区域に指定され、評価時点において立入りや居住が制限されている地域が複数存在しており、避難指示区域が解除されるまでの間は、事業に着手できない或いは事業計画を策定することができない状況にある地域も存在する。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 30 年度)</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日までの間に、津波被災地域の存する地方公共団体において計画された防災集団移転促進事業等はほぼ完了する見込みであり、防災集団移転促進事業の実施に際し直接的なボトルネックとなっていた用地買収の促進に寄与したことが伺える状況となっている。</p> <p>その一方で、避難指示等の影響から、未だ仮設住宅等に住む被災者が多数存在しており、当該被災者の居住確保のため、移転先となる土地を取得していく必要があるが、土地を所有する地権者の理解の下に早期に事業を実施していくためには、引き続き本特例措置の適用が求められるところ。</p> <p>平成 27 年 5 月末時点における取得計画面積:846.3ha 平成 27 年 5 月末時点における取得済み面積:824.2ha(97.4%) ※ 上記取得計画・取得済み面積は、地方公共団体からの報告に基づく実績値。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度～平成 30 年度)</p> <p>被災地におけるやむを得ない事情により土地の譲渡が平成 28 年度以降に及んだ場合、或いは、原発事故に係る避難指示の影響から適用期限以降に用地買収が進められる場合において、当該土地の地権者については本特例措置の適用が受けられないこととなる。</p> <p>これにより、既に本特例措置の適用を受けた地権者との公平性が失われ、地権者の理解が得られないことに起因した用地交渉の長期化や、地方公共団体における計画見直しなど、政策目的達成の遅れにつながる懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 30 年度)</p> <p>仮設住宅等での生活を余儀なくされている被災者への居住施設の供給にあたっては、相当規模の面積が必要となるが、適地が少なく代替地の確保も難しい状況下において、各地方公共団体の復興計画に基づき、短期間で効率的かつ確実に土地を取得していくためには、移転先の地権者の理解が不可欠となる。</p> <p>こうした背景の下、平成 27 年度末までの 3 カ年の適用期間において計画された用地取得については、ほぼ完了する見込みであり、この間における用地取得面積及び本特例措置の適用実績からも、本特例措置が政策目的の進捗に寄与したことが伺える状況となっている。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等</p>	<p>本特例措置は、事業完了までに要する期間の短縮を図ることに加え、新設当時に他の税制措置で認められていた特別控除額の上限を大幅に超える譲渡所得(土地売買契約)が多数発生している状況に対応するために設けられた措置である。</p> <p>控除できない額を補助金等で助成する性質のものではなく、規制的手段により解決が図られる性格のものでもない。</p> <p>また、法定の手続きを経る復興整備計画に位置づけられた事業に限定することで、公益性を担保するものである。</p> <p>他の政策手段として、現行では、復興事業等の用に供するため、特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が地方公共団体等に買い取られた場合における譲渡所得の 2,000 万円特別控除があるが、当該制度が、およそ復興に関</p>

		との役割 分担	連する事業等全般のために買い取られた場合に適用されるのに対し、本特例措置は、適地が少なく代替地の設定も困難な状況下において、移転先に適した一定規模の土地を短期間で集中的に取得することが求められる公益性・強制性が高い事業のために買い取られた場合に適用されるものであり、適用の対象が異なる。
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例措置は、地方公共団体自らが用地交渉を行い取得した土地等に係る特例措置であるため、適用実績の把握等、地方公共団体の関与が不可欠なものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

<平成 25 年度～平成 27 年度減収額>

特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長に係る減収額（国税）

防災集団移転促進事業等の実施主体である各地方公共団体から報告された適用件数及び特別控除額の実績値を用いて算定する（平成 27 年度については、評価時点以降の推計値を含む。）。

◇ 所得税

※ いずれの地権者も長期の所有（税率 15 %）、取得費は特別控除見込額の 5 %と仮定する。

平成 25 年度 適用件数：818 件 特別控除額：4,095,431,071 円
(4,095,431,071 円 - 4,095,431,071 円 × 5 %) × 税率 15 % = 583,598,927 円

平成 26 年度 適用件数：562 件 特別控除額：2,136,591,644 円
(2,136,591,644 円 - 2,136,591,644 円 × 5 %) × 税率 15 % = 304,464,309 円

平成 27 年度 適用件数：231 件 特別控除額：1,398,617,315 円
(1,398,617,315 円 - 1,398,617,315 円 × 5 %) × 税率 15 % = 199,302,967 円

所得税計 1,087,366,203 円

◇ 法人税

※ いずれの法人も期末資本金は 1 億円以下、本件譲渡所得以外の所得金額は 0 と仮定する。また、税率は、所得金額年 800 万円以下の場合の 15 %を適用する。

平成 25 年度 適用件数：15 件 特別控除額：57,175,649 円
57,175,649 円 × 税率 15 % = 8,576,347 円

平成 26 年度 適用件数：18 件 特別控除額：91,717,604 円
91,717,604 円 × 税率 15 % = 13,757,640 円

平成 27 年度 適用件数：14 件 特別控除額：68,686,106 円
68,686,106 円 × 税率 15 % = 10,302,915 円

法人税計 32,636,902 円

<平成 25 年度～平成 27 年度減収額>

特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長に係る減収額（地方税）

防災集団移転促進事業等の実施主体である各地方公共団体から報告された適用件数及び特別控除額の実績値を用いて算定する（平成 27 年度については、評価時点以降の推計値を含む。）。

◇ 個人住民税

※ いずれの地権者も取得費は譲渡所得の 5 % と仮定する。

平成 25 年度 適用件数：818 件 特別控除額：4,095,431,071 円
(4,095,431,071 円 - 4,095,431,071 円 × 5 %) × 税率 5 % = 194,532,975 円

平成 26 年度 適用件数：562 件 特別控除額：2,136,591,644 円
(2,136,591,644 円 - 2,136,591,644 円 × 5 %) × 税率 5 % = 101,488,103 円

平成 27 年度 適用件数：231 件 特別控除額：1,398,617,315 円
(1,398,617,315 円 - 1,398,617,315 円 × 5 %) × 税率 5 % = 66,434,322 円

個人住民税計 362,455,400 円

◇ 法人住民税

<法人税額>

※ いずれの法人も期末資本金は 1 億円以下、本件譲渡所得以外の所得金額は 0 と仮定する。また、税率は、所得金額年 800 万円以下の場合の 15 % を適用する。

平成 25 年度 適用件数：15 件 特別控除額：57,175,649 円
57,175,649 円 × 税率 15 % = 8,576,347 円

平成 26 年度 適用件数：18 件 特別控除額：91,717,604 円
91,717,604 円 × 税率 15 % = 13,757,640 円

平成 27 年度 適用件数：14 件 特別控除額：68,686,106 円
68,686,106 円 × 税率 15 % = 10,302,915 円

<法人住民税>

平成 25 年度 8,576,347 円 × 税率 17.3 % = 1,483,708 円

平成 26 年度 13,757,640 円 × 税率 17.3 % = 2,380,071 円

平成 27 年度 10,302,915 円 × 税率 12.9 % = 1,329,076 円

法人住民税計 5,192,855 円

◇ 法人事業税

※ いずれの法人も期末資本金が1億円以下の外形外法人と仮定する。

平成25年度

- ・ 法人事業税の減収額
 $57,175,649 \text{ 円} \times 5.3 \% = 3,030,309 \text{ 円}$
- ・ 地方法人特別税の減収額
 $3,030,309 \text{ 円} \times 81 \% = 2,454,550 \text{ 円}$

平成25年度 法人事業税 5,484,859 円

平成26年度

- ・ 法人事業税の減収額
 $91,717,604 \text{ 円} \times 5.3 \% = 4,861,033 \text{ 円}$
- ・ 地方法人特別税の減収額
 $4,861,033 \text{ 円} \times 81 \% = 3,937,436 \text{ 円}$

平成26年度 法人事業税 8,798,469 円

平成27年度

<所得割>

- ・ 法人事業税所得額の減収額
 $68,686,106 \text{ 円} \times 6.7 \% = 4,601,969 \text{ 円}$
- ・ 地方法人特別税の減収額
 $4,601,969 \text{ 円} \times 43.2 \% = 1,988,050 \text{ 円}$

<付加価値割>

外形外法人 (0%)

平成27年度 法人事業税 6,590,019 円

法人事業税計 20,873,347 円

<平成 28 年度以降減収見込み>

特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長に係る減収見込額（国税）

防災集団移転促進事業等の実施主体である各地方公共団体から事業計画等に基づき報告された平成 28 年度以降の適用見込件数及び特別控除見込額（譲渡所得見込額）を用いて算定する（減収見込額算定時点において、防災集団移転促進事業等の計画が未策定である地方公共団体を除く。）。

◇ 所得税

適用見込件数：33 件（H28：28 件、H29：3 件、H30：2 件）

譲渡所得見込額：334,848,326 円（H28：257,356,615 円、H29：66,549,431 円、
H30：10,942,280 円）

※ いずれの地権者も長期の所有（税率 15 %）、取得費は特別控除見込額の 5 % と仮定する。

H28	(257,356,615 円 - 257,356,615 円 × 5 %)	× 税率 15 % =	<u>36,673,317 円</u>
H29	(66,549,431 円 - 66,549,431 円 × 5 %)	× 税率 15 % =	<u>9,483,294 円</u>
H30	(10,942,280 円 - 10,942,280 円 × 5 %)	× 税率 15 % =	<u>1,559,274 円</u>
			計 <u>47,715,885 円</u>

◇ 法人税

適用見込件数：1 件（H28） 特別控除見込額：1,297,562 円（H28）

※ 当該法人の期末資本金は 1 億円以下、本件譲渡所得以外の所得金額は 0 と仮定する。

特別控除見込額が年 800 万円以下となるため、税率は 15 % を適用。

$$1,297,562 \text{ 円} \times \text{税率 } 15 \% = \underline{194,634 \text{ 円}}$$

◇ 合 計（3 力年）

所得税 47,715,885 円

法人税 194,634 円

合 計 47,910,520 円

【各年内訳】

H28	所得税	36,673,317 円
	法人税	<u>194,634 円</u>
	計	36,867,951 円

H29 所得税 9,483,294 円

H30 所得税 1,559,274 円

<平成 28 年度以降減収見込み>

特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長に係る減収見込額（地方税）

防災集団移転促進事業等の実施主体である各地方公共団体から事業計画等に基づき報告された平成 28 年度以降の適用見込件数及び特別控除見込額（譲渡所得見込額）を用いて算定する（減収見込額算定時点において、防災集団移転促進事業等の計画が未策定である地方公共団体を除く。）。

◇ 個人住民税

適用見込件数：33 件（H28：28 件、H29：3 件、H30：2 件）

譲渡所得見込額：334,848,326 円（H28：257,356,615 円、H29：66,549,431 円、
H30：10,942,280 円）

※ いずれの地権者も取得費は譲渡所得見込額の 5 % と仮定する。

H28（257,356,615 円 - 257,356,615 円 × 5 %） × 税率 5 % = 12,224,439 円

H29（66,549,431 円 - 66,549,431 円 × 5 %） × 税率 5 % = 3,161,098 円

H30（10,942,280 円 - 10,942,280 円 × 5 %） × 税率 5 % = 519,758 円

計 15,905,295 円

◇ 法人住民税

適用見込件数：1 件（H28）

特別控除見込額（譲渡所得見込額）：1,297,562 円（H28）

<法人税額>

※ 当該法人の期末資本金は 1 億円以下、本件譲渡所得以外の所得金額は 0 と仮定する。
特別控除見込額が年 800 万円以下となるため、税率は 15 % を適用。

1,297,562 円 × 税率 15 % = 194,634 円

<法人住民税>

H28 194,634 円 × 税率 12.9 % = 25,107 円

◇ 法人事業税

適用見込件数：1 件（H28）

特別控除（譲渡所得）見込額：1,297,562 円（H28）

※ 当該法人は期末資本金が 1 億円以下の外形外法人と仮定する。

<所得割>

・ 法人事業税所得割の減収額

1,297,562 円 × 6.7 % = 86,936 円

・ 地方法人特別税の減収額

86,936 円 × 43.2 % = 37,556 円

（法人事業税所得割の減収額（特別税含む））

86,936 円 + 37,556 円 = 124,492 円

<付加価値割>

外形外法人（0 %）

◇ 合 計 (3 力年)		
個人住民税	15,905,295 円	
法人住民税	25,107 円	
法人事業税	<u>124,492 円</u>	
合 計	16,054,894 円	

【各年内訳】

H28	個人住民税	12,224,439 円
	法人住民税	25,107 円
	法人事業税	<u>124,492 円</u>
	計	12,374,038 円

H29 個人住民税 3,161,098 円

H30 個人住民税 519,758 円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業における権利変換に伴う権利変動があった場合のグループ法人税制の適用に係る所要の措置の拡充 (法人税・法人住民税・法人事業税)
2	要望の内容	<p>【制度の概要】</p> <p>完全支配関係にある法人間の資産の譲渡により発生した損益に係る課税について、資産を譲り受けた法人による譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じるまでの間、繰り延べが認められているところであるが、市街地再開発事業における権利変換に伴う権利変動があった場合においても、引続き繰り延べを認める。</p> <p>【要望の内容】</p> <p>今般、市街地再開発事業について、低未利用地が散在する地方都市におけるまちのにぎわいを再生するため、個別利用区の導入など制度改革を検討しているところである。これに伴い、以下の拡充を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記について、個別利用区への権利変換に伴う権利変動があった場合、引き続き課税の繰延べを認める。(恒久措置) <p>また、当該制度改革の検討状況等を踏まえ、その他所要の措置を検討する。</p>
3	担当部局	都市局市街地整備課・住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 27 年度 創設
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地を集約することを可能とする市街地再開発事業の推進により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定） (4)-(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成「医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化により、高齢者と子育て世代にとって、安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面において持続的な都市経営等を推進していく」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地を集約することを可能とする市街地再開発事業の推進により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成30年度までに44.0%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により支援される市街地再開発事業を通じ、有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地が集約されることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が図られる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ・本措置は、平成27年度に創設されたばかりであるため、適用実績はない。 ・将来の適用見込みは3地区と想定(ヒアリングによる) ・上記の理由により適用実績はないが、市街地再開発事業は全国で実施され、当該事業で権利変換を望む権利者であれば、一律に適用される措置であるため、想定外に特定の者に適用が偏るものではない。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本拡充措置に関する数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることは出来ない。
		② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> ・本措置は平成27年度に創設されたものであり、適用実績がないため減収は生じていない。 ・個別利用区制度は、従来施設建築物に権利変換されていた権利者の一部の権利変換先として選択肢が増えるものであり、現行の特例措置による減収額以上の減収増は見込まれない。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成30年度)</p> <p>本措置が支援する市街地再開発事業は、政策目的でもある都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業であり、平成24年度から平成26年度にかけて、事業完了地区は35地区増加し、全国で計856地区もの市街地再開発事業が完了している。平成26年度末時点では、全国で149地区が事業中である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成30年度)</p> <p>本措置は平成27年度に創設されたばかりであるため、実績は無いが、平成30年度には44.0%とすることを目標としており、その達成のために、平成27年度より創設された本措置の継続による目標達成に向けた一層の市街地再開発事業の推進支援が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度以降)</p> <p>仮に本要望が拡充されなければ、個別利用区へ権利変換される者は権利変換時に税負担が生じ、施設建築物へ権利変換される者との税負担の不公平が生じる。これにより合意形成が難航し事業遅延等が起こる。</p>

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成 27 度以降)</p> <p>本措置は平成 27 年度に創設されたばかりのため、実績はないが、本措置は市街地再開発事業の根幹である権利変換における地権者の円滑な合意形成を支援する側面を有し、それにより市街地再開発事業が円滑に推進され、都市機能更新率が上昇されることが見込まれる。</p> <p>なお、平成 30 年度に都市機能更新率 44.0%の目標の達成の寄与に向け、全国で事業中である 149 地区(平成 26 年度末時点)や事業化見込み地区に対して、本措置による継続的な支援で市街地再開発事業を推進することは、都市機能更新率の向上に寄与するため、税込減を是認する効果があると言える。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>市街地再開発事業に関して、本措置の他に事業費に対する補助制度があるが、本措置を予算上で同様に補助することは、従前権利者を個別に捕捉する必要があり、行政の効率性の観点から非効率であるため、租税特別措置で講ずることが的確である。</p> <p>さらに、該当する従前権利者に対して一律に適用されるため、公平原則の観点からも問題なく、税制上の特例措置によることが相当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>事業費に対する国庫補助は、市街地再開発事業の施行者に対して行うものであり、一方、本措置は、市街地再開発事業の根幹である権利変換を円滑に進めるため、権利者に対して行うものであるため、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>このように、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に関係する各主体に支援措置を講じ、市街地再開発事業を促進するものである。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置が適用される市街地再開発事業は、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランである都市再開発方針で定めた再開発促進地区や高度利用地区等の地方公共団体が定める都市計画の目的達成に寄与するため、地方公共団体が協力する相当性はある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の特例措置の拡充 (法人税・法人住民税・法人事業税)
2	要望の内容	<p>【制度の概要】</p> <p>① 市街地再開発事業における権利変換において、従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に、従前資産の譲渡がなかったものとみなす。</p> <p>② 市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について代替資産取得の特例又は5000万円特別控除</p> <p>【要望の内容】</p> <p>今般、市街地再開発事業について、低未利用地が散在する地方都市におけるまちなぎわいを再生するため、個別利用区の導入など制度改正を検討しているところである。これに伴い、以下の拡充を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①について、従前資産に対応して与えられる個別利用区内の宅地を取得した場合について、従前資産の譲渡がなかったものとみなす(恒久措置) ・上記②について、個別利用区内への権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について代替資産取得の特例又は5000万円特別控除(恒久措置) <p>また、当該制度改正の検討状況等を踏まえ、その他所要の措置を検討する。</p>
3	担当部局	都市局市街地整備課、住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和44年度 創設</p> <p>昭和50年度 拡充(第二種市街地再開発事業による収用又は買取りに伴いその対償として建築施設を取得する場合を追加)</p> <p>平成元年 拡充(第二種市街地再開発事業における特則型管理処分手続の場合を追加)</p> <p>平成14年度 拡充(施行者に会社施行の場合を追加)</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地を集約することを可能とする市街地再開発事業の推進により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定) (4)-(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成「医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化により、高齢者や子育て世代にとって、安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面において持続的な都市経営等を推進していく。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する																																						
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地を集約することを可能とする市街地再開発事業の推進により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。																																						
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成30年度までに44.0%とすることを目標とする。																																						
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により支援される市街地再開発事業を通じ、有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地が集約されることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が図られる。																																						
8 有効性等	① 適用数等	<p>①市街地再開発事業における権利変換において、従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に従前資産の譲渡がなかったものとみなす税制特例の適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">法人税</th> </tr> <tr> <th>適用地区数</th> <th>適用件数</th> <th>繰延額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>17</td> <td>57</td> <td>35,004</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>36</td> <td>301</td> <td>113,692</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>20</td> <td>110</td> <td>23,862</td> </tr> </tbody> </table> <p>②市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について代替資産取得の税制特例の適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">法人税</th> </tr> <tr> <th>適用地区数</th> <th>適用件数</th> <th>繰延額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>243</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	法人税			適用地区数	適用件数	繰延額(百万円)	平成24年度	17	57	35,004	平成25年度	36	301	113,692	平成26年度	20	110	23,862	年度	法人税			適用地区数	適用件数	繰延額(百万円)	平成24年度	1	1	243	平成25年度	0	0	0	平成26年度	0	0	0
年度	法人税																																							
	適用地区数	適用件数	繰延額(百万円)																																					
平成24年度	17	57	35,004																																					
平成25年度	36	301	113,692																																					
平成26年度	20	110	23,862																																					
年度	法人税																																							
	適用地区数	適用件数	繰延額(百万円)																																					
平成24年度	1	1	243																																					
平成25年度	0	0	0																																					
平成26年度	0	0	0																																					

③市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について5,000万円控除の税制特例の適用実績

年度	法人税		
	適用地区数	適用件数	控除額(百万円)
平成24年度	12	36	384
平成25年度	8	27	318
平成26年度	6	11	10

- ・将来の適用見込みは3地区と想定(ヒアリングによる)
- ・本措置の対象である市街地再開発事業は全国で実施され、当該事業で権利変換を望む権利者であれば、一律に適用される措置であるため、想定外に特定の者に適用が偏るものではない。
- ・①～③の実績は、平成25年度～平成27年度実施の自治体へのアンケート調査によるもの。
- ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本拡充措置に関する数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることは出来ない。

② 減収額

①市街地再開発事業における権利変換において、従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に従前資産の譲渡がなかったものとみなす税制特例の減収実績額

年度	法人税	法人住民税	法人事業税
	減収額(百万円)		
平成24年度	8,926	1,544	2,942
平成25年度	28,991	5,015	9,555
平成26年度	6,085	785	2,026

②市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について代替資産取得の税制特例の減収実績額

年度	法人税	法人住民税	法人事業税
	減収額(百万円)		
平成24年度	62	11	21
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0

③市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に当該清算金について、5,000万円控除の税制特例の減収実績額

年度	法人税	法人住民税	法人事業税
	減収額(百万円)		
平成 24 年度	98	17	33
平成 25 年度	81	14	27
平成 26 年度	3	1	1

- ・算出根拠は、別紙参照。
- ・個別利用区制度は、従来施設建築物に権利変換されていた権利者の一部の権利変換先として選択肢が増えるものであり、現行の特例措置による減収額以上の減収増は見込まれない。

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 30 年度)
 本措置が支援する市街地再開発事業は、政策目的でもある都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業であり、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、事業完了地区は 35 地区増加し、全国で計 856 地区もの市街地再開発事業が完了している。平成 26 年度末時点では、全国で 149 地区が事業中である。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 30 年度)
 平成 24 年度に 40.0%であった都市機能更新率が平成 26 年度には 40.8%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 30 年度には 44.0%とすることを目標としており、その達成のために、本措置の継続が必要である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度以降)
 仮に本要望が拡充されなければ、個別利用区へ権利変換される者は権利変換時に税負担が生じ、施設建築物へ権利変換される者との税負担の不公平が生じる。これにより合意形成が難航し事業遅延等が起こる。

《税収減を是認するような効果の有無》
 (分析対象期間:平成 24 年度以降)
 項目 8-②の減収額実績のとおり、本措置の適用による市街地再開発事業の円滑な事業推進によって、平成 24 年度に 40.0%であった都市機能更新率が平成 26 年度には 40.8%に上昇しており、本措置による政策効果が現れており、税収減を是認する効果があると言える。
 項目 8-②に記載のとおり、平成 28 年度以降も過年度の実績額相当の減収が見込まれるが、平成 30 年度に都市機能更新率 44.0%の目標達成に向け、

			<p>全国で事業中である 149 地区(平成 26 年度末時点)や事業化見込み地区に対して、本措置による継続的な支援で市街地再開発事業を推進することは、都市機能更新率の上昇に寄与するため、税収減を是認する効果があると言える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>市街地再開発事業に関して、本措置の他に事業費に対する補助制度があるが、本措置を予算上で同様に補助することは、従前権利者を個別に捕捉する必要があり、行政の効率性の観点から非効率であるため、租税特別措置で講ずることが的確である。</p> <p>さらに、該当する従前権利者に対して一律に適用されるため、公平原則の観点からも問題なく、税制上の特例措置によることが相当である。</p> <p>なお、本措置は、政策目的である都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資する市街地再開発事業に係る権利変換を円滑に行うために必要不可欠な税であり、存置する必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業費に対する国庫補助は、市街地再開発事業の施行者に対して行うものであり、一方、本措置は、市街地再開発事業の根幹である権利変換を円滑に進めるため、権利者に対して行うものであるため、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>このように、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に関係する各主体に支援措置を講じ、市街地再開発事業を促進するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置が適用される市街地再開発事業は、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランである都市再開発方針で定めた再開発促進地区や高度利用地区等の地方公共団体が定める都市計画の目的達成に寄与するため、地方公共団体が協力する相当性はある。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

過年度減収実績額調書（国税・地方税）

項 目 市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に係る特例措置の拡充

- ・ 権利床等を取得した場合に従前資産の譲渡がなかったものとみなす。
- ・ 清算金を取得した場合の代替資産の特例又は5000万円控除

減収実績額 22,079百万円/年

（算出根拠）

1. 前提条件

（1）市街地再開発事業における権利変換において、従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に従前資産の譲渡がなかったものとみなす税制特例の適用実績

年 度	適用 地区数	適用 件数	繰延額 (百万円)
平成24年度	17	57	35,004
平成25年度	36	301	113,692
平成26年度	20	110	23,862
年平均	24	156	57,519

（2）市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に、当該清算金について代替資産取得の税制特例の適用実績

年 度	適用 地区数	適用 件数	繰延額 (百万円)
平成24年度	1	1	243
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0
年平均	1	1	81

- (3) 市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に、当該清算金について5,000万円控除の税制特例の適用実績

年 度	適用 地区数	適用 件数	控除額 (百万円)
平成24年度	12	36	384
平成25年度	8	27	318
平成26年度	6	11	10
年平均	9	25	237

2. 上記前提条件に基づき、減収実績額を算出

- (1) 市街地再開発事業における権利変換において、従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合に従前資産の譲渡がなかったものとみなす税制特例の減収実績額

【法人税・法人住民税・法人事業税】

(平成24年度実績)

① 法人税の減収額

$$35,004\text{百万円} \times \underline{25.5\%} \doteq 8,926\text{百万円 (a)}$$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$$8,926\text{百万円} \times \underline{17.3\%} \doteq 1,544\text{百万円 (b)}$$

(※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $35,004\text{百万円} \times 4.1\% \doteq 1,435\text{百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $1,435\text{百万円} \times 105.0\% \doteq 1,507\text{百万円}$

iii) 法人事業税の総減収額

$$1,435\text{百万円} + 1,507\text{百万円} = 2,942\text{百万円 (c)}$$

(平成25年度実績)

① 法人税の減収額

$$113,692\text{百万円} \times \underline{25.5\%} \doteq 28,991\text{百万円 (d)}$$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$$28,991\text{百万円} \times \underline{17.3\%} \doteq 5,015\text{百万円 (e)}$$

(※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $113,692\text{百万円} \times 4.1\% \doteq 4,661\text{百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $4,661\text{百万円} \times 105.0\% \doteq 4,894\text{百万円}$

iii) 法人事業税の総減収額

$4,661\text{百万円} + 4,894\text{百万円} = 9,555\text{百万円(f)}$

(平成26年度実績)

① 法人税の減収額

$23,862\text{百万円} \times \underline{25.5\%} \doteq 6,085\text{百万円(g)}$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$6,085\text{百万円} \times \underline{12.9\%} \doteq 785\text{百万円(h)}$

(※下線部は、市町村分(9.7%)と都道府県分(3.2%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $23,862\text{百万円} \times 5.3\% \doteq 1,265\text{百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $1,265\text{百万円} \times 54.7\% \doteq 692\text{百万円}$

iii) 法人事業税(付加価値割)の減収額 $23,862\text{百万円} \times 0.29\% \doteq 69\text{百万円}$

iv) 法人事業税の総減収額

$1,265\text{百万円} + 692\text{百万円} + 69\text{百万円} = 2,026\text{百万円(i)}$

(2) 市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に、当該清算金について代替資産取得の税制特例の減収実績額

【法人税・法人住民税・法人事業税】

(平成24年度実績)

① 法人税の減収額

$243\text{百万円} \times \underline{25.5\%} \doteq 62\text{百万円(j)}$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$62\text{百万円} \times \underline{17.3\%} \doteq 11\text{百万円(k)}$

(※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $243\text{百万円} \times 4.1\% \doteq 10\text{百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $10\text{百万円} \times 105.0\% \doteq 11\text{百万円}$

iii) 法人事業税の総減収額 $10\text{百万円} + 11\text{百万円} = 21\text{百万円(l)}$

(平成25年度実績)

① 法人税の減収額

$$0 \text{ 百万円} \times \underline{25.5\%} = 0 \text{ 百万円 (m)}$$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$$0 \text{ 百万円} \times \underline{17.3\%} = 0 \text{ 百万円 (n)}$$

(※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $0 \text{ 百万円} \times 4.1\% = 0 \text{ 百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $0 \text{ 百万円} \times 105.0\% = 0 \text{ 百万円}$

iii) 法人事業税の総減収額 **0 百万円 (o)**

(平成26年度実績)

① 法人税の減収額

$$0 \text{ 百万円} \times \underline{25.5\%} = 0 \text{ 百万円 (p)}$$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$$0 \text{ 百万円} \times \underline{12.9\%} = 0 \text{ 百万円 (q)}$$

(※下線部は、市町村分(9.7%)と都道府県分(3.2%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $0 \text{ 百万円} \times 5.3\% = 0 \text{ 百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $0 \text{ 百万円} \times 54.7\% = 0 \text{ 百万円}$

iii) 法人事業税(付加価値割)の減収額 $0 \text{ 百万円} \times 0.29\% = 0 \text{ 百万円}$

iv) 法人事業税の総減収額 **0 百万円 (r)**

(3) 市街地再開発事業における権利変換において、清算金を取得した場合に、当該清算金について5,000万円控除の税制特例の減収実績額

【法人税・法人住民税・法人事業税】

(平成24年度実績)

① 法人税の減収額

$$384 \text{ 百万円} \times \underline{25.5\%} \doteq 98 \text{ 百万円 (s)}$$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$$98 \text{ 百万円} \times \underline{17.3\%} \doteq 17 \text{ 百万円 (t)}$$

(※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $384\text{百万円} \times 4.1\% \doteq 16\text{百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $16\text{百万円} \times 105.0\% \doteq 17\text{百万円}$

iii) 法人事業税の総減収額

$16\text{百万円} + 17\text{百万円} = 33\text{百万円}(u)$

(平成25年度実績)

① 法人税の減収額

$318\text{百万円} \times \underline{25.5\%} \doteq 81\text{百万円}(v)$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$81\text{百万円} \times \underline{17.3\%} \doteq 14\text{百万円}(w)$

(※下線部は、市町村分(12.3%)と都道府県分(5%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $318\text{百万円} \times 4.1\% \doteq 13\text{百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $13\text{百万円} \times 105.0\% \doteq 14\text{百万円}$

iii) 法人事業税の総減収額

$13\text{百万円} + 14\text{百万円} = 27\text{百万円}(x)$

(平成26年度実績)

① 法人税の減収額

$10\text{百万円} \times \underline{25.5\%} \doteq 3\text{百万円}(y)$

(※下線部は、法人税の一般税率)

② 法人住民税の減収額

$3\text{百万円} \times \underline{12.9\%} \doteq 1\text{百万円}(z)$

(※下線部は、市町村分(9.7%)と都道府県分(3.2%))

③ 法人事業税の減収額

課税対象となる法人が「外形及び外形外法人である」と想定する。

i) 法人事業税(所得割)の減収額 $10\text{百万円} \times 5.3\% \doteq 0.5\text{百万円}$

ii) 地方法人特別税の減収額 $0.5\text{百万円} \times 54.7\% \doteq 0.3\text{百万円}$

iii) 法人事業税(付加価値割)の減収額 $10\text{百万円} \times 0.29\% \doteq 0.03\text{百万円}$

iv) 法人事業税の総減収額

$0.5\text{百万円} + 0.3\text{百万円} + 0.03\text{百万円} \doteq 1\text{百万円}(\alpha)$

1年あたりの減収実績額 : $((a) + (b) + (c) + (d) + (e) + (f) + (g) + (h) + (i) + (j) + (k) + (l) + (m) + (n) + (o) + (p) + (q) + (r) + (s) + (t) + (u) + (v) + (w) + (x) + (y) + (x) + (\alpha)) \div 3 \doteq 22,079\text{百万円/年}$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の延長・拡充（グリーン投資減税）</p> <p>（法人税、法人住民税、事業税）</p>
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備の取得価額の 30%特別償却あるいは中小企業への税額控除の適用期限を 2 年間延長する（本税制の適用期限を平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間の措置とする）。 ○ 次の設備を対象設備に追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地熱発電設備 ② 木質バイオマス発電設備 ③ 木質バイオマス熱利用設備 ○ 水熱利用設備のうち、下水熱利用設備の要件緩和を行う。（下水道の暗渠内に熱交換器のみ設置する場合も対象とする） ○ 次の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新エネルギー対象設備等から以下の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 水熱利用設備のうち、海水もしくは河川水を利用する設備 ② 雪氷熱利用設備 ・ 二酸化炭素排出抑制設備等から以下の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 高効率型電動熱源機 ② 定置用蓄電池 ③ エネルギー使用制御設備（測定装置、中継装置、アクチュエータ、可変風量制御装置、インバータ、電子計算機） ○ 風力発電設備の即時償却を廃止した上で、固定価格買取制度の認定を受けていない風力発電設備（出力1万 kW 以上）を対象設備に加える。 ○ 固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備を対象から除外し、固定価格買取制度の認定を受けていない太陽光発電設備（出力 10kW 以上）を対象に加える。
3	担当部局	水管理・国土保全局下水道部下水道企画課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度 創設 （対象期間は平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで） ・平成 24 年度 拡充 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。 （平成 24 年 5 月 29 日から平成 25 年度 3 月 31 日までの 1 年間） ・平成 25 年度 拡充及び延長 熱電併給型動力発生装置においても即時償却を可能とし、一部の対象設備を追加、さらに適用期限を平成 26 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長した。また太陽光発電設備及び風力発電設備の即時償却を延長した（平

		<p>成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年度 3 月 31 日までの 2 年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度 縮減 産業競争力強化法に基づく生産性向上設備投資促進税制の創設に伴い、一部の対象設備を見直した。 ・平成 27 年度 延長 風力発電設備の即時償却の適用期限を1年間延長した(平成 28 年 3 月 31 日まで)。
6	適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで適用期間を 2 年間延長する。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 グリーン投資減税は、平成 22 年 6 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する制度として創設され、平成 23 年 6 月 30 日に施行された。省エネ効果・CO2 削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。</p> <p>平成 26 年 4 月に閣議決定したエネルギー基本計画を踏まえ、平成 27 年 1 月より長期エネルギー需給見通し小委員会において、2030 年時点の長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)の検討が開始され、同年 7 月に経済産業省として決定された。また、このエネルギーミックスと整合的となる、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する約束草案を策定した。</p> <p>今般策定されたエネルギーミックスを踏まえ、法律、規制、予算、税など、必要な施策措置を講じていくことが求められる。本税制措置を、エネルギー基本計画、エネルギーミックスに沿う形で対象設備を重点化し、引き続き講じることで、エネルギー基本計画及びエネルギーミックスを踏まえて、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入を達成し、約束草案を実現することが目的。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定された今次エネルギー基本計画では、「再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」こと、また、徹底した省エネルギー社会の実現に向け、「省エネルギーの取組を、部門ごとに効果的な方法によってさらに加速していく」こと、また「下水熱等の再生可能エネルギー熱について、熱供給設備の導入支援を図る」こととしている。</p> <p>こうしたエネルギー基本計画を踏まえ、平成 27 年 7 月にエネルギーミックスを策定。このエネルギーミックスにおいて、再生可能エネルギーは足下から 2 倍の導入量を見込み、徹底した省エネルギー対策の積み上げにより、石油危機後並の大幅なエネルギー効率改善を見込んでいる。これらを踏まえ、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する約束草案を国連に提出したところ。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化の防止等の環境の保全を行う に包含</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 26 年に閣議決定されたエネルギー基本計画に加え、長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)において示された将来のエネルギー需給構造のあるべき姿を踏まえ、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入を実現し、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する約束草案を達成する。</p> <p>(参考 1) 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標(約束草案) 温室効果ガス排出削減量を 2030 年度に 2013 年度比 ▲26.0%(2005 年度比 ▲25.4%) の水準(約 10 億 4,200 万 t-CO₂)とする。</p> <p>(参考 2) 2030 年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギー(電気) 再エネ : 22~24%程度(2,366~2,515 億kWh) 太陽光 : 7.0%程度(約 6,400 万 kW、749 億kWh) 風力 : 1.7%程度(約 1,000 万 kW、182 億kWh) 地熱 : 1.0~1.1%程度(約 140~155 万 kW、102~113 億kWh) 水力 : 8.8~9.2%程度(約 4,874~4,931 万 kW、939~981 億kWh) バイオマス: 3.7~4.6%程度(約 602~728 万 kW、394~490 億kWh)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出抑制設備: 税制対象設備による二酸化炭素排出抑制量 ・再生可能エネルギー設備: 税制対象設備の導入量 <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p><二酸化炭素排出抑制設備> 本税制対象設備は、3年間で 1,500t-CO₂ 以上の二酸化炭素排出抑制効果を見込まれるものであり、これらの普及を進むことで我が国の温室効果がガス排出量を抑制することに寄与する。</p> <p><再生可能エネルギー> 再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与するが、他電源と比較して発電コストが高いため、本税制措置により導入時のキャッシュフロー改善を図ることで再生可能エネルギー設備への投資が促進され、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>2016 年度(見込み) 6,905 件 2017 年度(見込み) 8,463 件</p> <p>② 減収額</p> <p>2011 年度 2 億円(法人税) 2012 年度 181 億円(法人税) 2013 年度 736 億円(法人税) 2014 年度 1128 億円(法人税、所得税込み) 2015 年度 586 億円(法人税、所得税込み) 2016 年度 141 億円(法人税、所得税込み) 2017 年度 158 億円(法人税、所得税込み)</p> <p>※2011~2013 年度は財務省「租税等別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績推計)より。 ※2014~2017 年度は所管団体等からヒアリング調査より経済産業省推計。</p>

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年～平成25年)

＜二酸化炭素排出抑制設備＞

震災以降、原子力発電の停止、火力発電の焼き増し等により、温室効果ガス排出量は大幅に増加しているものの、本税制による二酸化炭素排出抑制設備の導入によって、その増加を鈍化させている。

(参考)日本の温室効果ガス排出量

2011年度 1,354百万t-CO₂

2012年度 1,390百万t-CO₂

2013年度 1,402百万t-CO₂

＜再生可能エネルギー＞

再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、本税制措置がその導入に寄与していると考えられる。

(参考)再生可能エネルギー導入量 ※()内は水力以外の再生エネ

2010年度 1,160億kWh(253億kWh)

2011年度 1,198億kWh(281億kWh)

2012年度 1,144億kWh(307億kWh)

2013年度 1,216億kWh(367億kWh)

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)

＜二酸化炭素排出抑制設備＞

本税制を適用して導入された二酸化炭素排出抑制設備による二酸化炭素排出抑制効果は下記のように計算できる。

2011年度 排出抑制効果:1,653,143(百万t-CO₂)

(温室効果ガス排出量 1,354百万t-CO₂)

2012年度 排出抑制効果:3,645,886(百万t-CO₂)

(温室効果ガス排出量 1,390百万t-CO₂)

2013年度 排出抑制効果:4,808,106(百万t-CO₂)

(温室効果ガス排出量 1,402百万t-CO₂)

(計算方法)

$$\text{CO}_2 \text{削減率}(\%) = (a - b) / a \times 100$$

$$\text{CO}_2 \text{削減量}(t\text{-CO}_2/\text{年}) = a - b$$

a: 基準設備のCO₂排出量

b: 対象要望設備のCO₂排出量

※所管団体等からのヒアリングを基に経済産業省推計。

＜再生可能エネルギー＞

長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)は、平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画で示された再生可能エネルギーの最大限の導入という方針を踏まえて、それを具体的な数値の見通しとして表したものの。したがって、エネルギーミックスの導入見通しが数値で示されたことによって、前回要望時の目標が明確化されたと言える。

今般の長期エネルギー需給見通しにおいて、2030年時点で再生可能エネルギー

		<p>ギー導入量は、2,366～2,515 億 kWh。</p> <p>2013 年度の再生可能エネルギーの導入量は 1,323 億 kWh であるため、これを達成するには今後 15 年間で 1,043～1,192 億 kWh の導入拡大が必要。期間内は年平均 69.5～79.5 億 kWh の導入拡大が求められる。</p> <p>固定価格買取制度による再生可能エネルギーの発電電力量の買取実績は 2012 年度から 2013 年度にかけて 125 億 kWh 増加しており、導入目標を達成できていると評価できる。</p> <p>なお、本税制措置の効果を機械的に計算すると、</p> <p>①FIT 導入数:71.3 億 kWh</p> <p>太陽光:573.5 万 kW × 0.14 × 8760 =70.3 億 kWh (2013 年度の導入量) 設備利用率 時間</p> <p>風力: 4.7 万 kW × 0.20 × 8760 =0.8 億 kWh (2013 年度の導入量) 設備利用率 時間</p> <p>中小水力:0.4 万 kW × 0.45 × 8760 =0.2 億 kWh (2013 年度の導入量) 設備利用率 時間</p> <p>②グリーン投資減税利用数(①×69%):49.2 億 kWh</p> <p>③税制効果数(②×41%):20.1 億 kWh</p> <p>と計算される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>エネルギーミックスを踏まえた現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造の実現のためには、補助金、規制、法律、税制とあらゆる政策措置を講じ、エネルギーミックスと整合的となるよう検討された約束草案を達成していかなければならないが、本税制措置が拡充・延長されない場合、実現が困難になることが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>経済産業省が業界団体等を通して行った調査では、2013 年度に 1.84 兆円、2014 年度に 1.78 兆円の投資がグリーン投資減税の対象設備への投資であったとされ、平成 25 年度の委託調査で FIT 認定事業者に対して実施したアンケート結果によると、再生可能エネルギー発電事業者の約 4 割がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視したとの回答があったため、2013 年度で 0.74 兆円、2014 年度で 0.7 兆円程度の投資促進効果があったと考えられる。上記に記載した減収額に比して大幅な投資が促進されたことに加え、政策の実現状況にも記載したエネルギー効率の改善や再生可能エネルギーの導入も着実に進んでおり、十分に税収減を是認できるものと評価出来る。</p>
9	<p>相当性</p> <p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等</p>	<p>エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。</p> <p>本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。</p> <p>また、固定価格買取制度と本税制措置との関係では、固定価格買取制度はラ</p>

	との役割 分担	ンニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	<p>エネルギー政策基本法第 6 条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、我が国のエネルギー政策上重要な本税制措置の対象設備の普及に協力する相当性が認められるものと評価できる。</p> <p>本税制措置の対象となる省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の普及は地球温暖化対策に大きく貢献するものである。温暖化対策の推進に関する法律第 4 条においても、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする」とされており、地方公共団体が協力する相当性が認められるものと評価できる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>(1)現行制度の概要</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)で新築されたものを取得し、又はサ高住を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、</p> <p>① 平成27年3月31日までに取得し、又は新築したものについては、5年間2.8割増(耐用年数35年以上のものについては4割増)</p> <p>② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得し、又は新築したものについては、5年間1.4割増(耐用年数35年以上のものについては2割増)</p> <p>で償却する。</p> <p>(2) 要望の内容</p> <p>(1)②の適用要件に医療・介護施設の併設要件を追加し、適用期限(平成28年3月31日)を2年間延長する。</p>
3	担当部局	住宅局安心居住推進課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成13年度 創設</p> <p>平成15年度 延長・縮減</p> <p>平成17年度 延長</p> <p>平成19年度 延長・縮減</p> <p>平成21年度 延長・拡充</p> <p>平成23年度 延長・拡充</p> <p>平成25年度 延長</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の住宅ストックのうち、高齢者が要介護状態になっても安心して暮らせる住宅が不足している状況を踏まえ、医療・介護サービスとの連携が図られたサ高住の供給を促進することにより、高齢者に適した住まいの確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、「在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築すること」、「医療、介護と一体的に提供することが効果的な健康サービスや在宅医療・介護の拡大に対応した高齢者向け住宅(中略)の供給を拡大する」ことが位置付けられている。</p> <p>○「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)において、「医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心できる住まいを確保するため、サ</p>

		<p>ービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する」ことが位置付けられている。</p> <p>○「日本再興戦略改訂 2015」(平成 27 年6月 30 日閣議決定)中短期工程表(国民の「健康長寿」の延伸⑩)において、「サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保に向けた取組の実施」が位置付けられている。</p> <p>○「健康・医療戦略」(平成 26 年7月 22 日閣議決定)において、「高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるよう(中略)サービス付き高齢者向け住宅等の整備」を行うことが位置付けられている。</p> <p>○「社会保障・税一体改革大綱」(平成 24 年2月 17 日閣議決定)において、在宅サービス・居住系サービスの強化として、「サービス付き高齢者住宅を充実させる」ことが位置付けられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>に包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 32 年度における高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を 3～5%とする。</p>
<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 高齢者人口に対する高齢者向けの住宅の割合</p>		
<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 医療・介護施設を併設したサ高住の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を平成 32 年度までに 3～5%とすることで、高齢者に適した住まいの確保が図られる。</p>		
8 有効性等	① 適用数等	<p><適用数></p> <p>平成 23 年度 38 件 平成 24 年度 49 件 平成 25 年度 103 件 平成 26 年度 132 件 平成 27 年度 158 件(見込み) 平成 28 年度 111 件(見込み) 平成 29 年度 111 件(見込み)</p> <p>※平成 23 年度から平成 25 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用件数」(平成 23～24 年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。)</p> <p>※平成 26 年度以降は、平成 25 年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、国土交通省において推計。</p> <p><適用額></p> <p>平成 23 年度 98 百万円 平成 24 年度 136 百万円 平成 25 年度 349 百万円</p>

		<p>平成 26 年度 447 百万円 平成 27 年度 267 百万円(見込み) 平成 28 年度 187 百万円(見込み) 平成 29 年度 187 百万円(見込み)</p> <p>※平成 23 年度から平成 25 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用総額」(平成 23～24 年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。)</p> <p>※平成 26 年度以降は、平成 25 年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、国土交通省において推計。</p>
	② 減収額	<p>平成 23 年度 29 百万円 平成 24 年度 35 百万円 平成 25 年度 89 百万円 平成 26 年度 114 百万円 平成 27 年度 64 百万円(見込み) 平成 28 年度 45 百万円(見込み) 平成 29 年度 45 百万円(見込み)</p> <p>※平成 23 年度から平成 25 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されている「適用総額」(平成 23～24 年度は高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却を含む。)に対して、法人税率を基本税率として減収額を試算。</p> <p>※平成 26 年度以降は、平成 25 年度実績値及びサ高住の供給量の増加を踏まえ、国土交通省において推計。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <p>現在、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は 10.7%にとどまっており、また、サ高住における医療・介護施設の併設状況は不十分であるなど、高齢者が要介護状態になっても安心して暮らせる住宅が不足している状況にある。</p> <p>本租税特別措置等により、医療・介護施設を併設したサ高住の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合(平成 32 年度までに 3～5%)を引き上げることにより、高齢者に適した住まいの確保を図ることができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <p>本租税特別措置は、平成 23 年度にサ高住の登録制度の創設と併せて拡充されているところであり、結果、平成 26 年度末にはサ高住の竣工済戸数にして約 15.3 万戸の供給に寄与している。</p> <p>高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は 1.7%(H23)から 2.1%(H26)と上昇しており、このペースを維持することにより、平成 32 年度に 3～5%の目標値を達成すると見込まれる。</p> <p>※有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サ高住、高齢者向け優良賃貸住宅等の戸数(国土交通省アンケート調べ、厚生労働省老健局調べ)に基づいて算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <p>租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サ高住の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保が困難になる。</p>

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <p>2025 年には団塊の世代が後期高齢者となる状況等を踏まえ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現のためには、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給される住宅を、医療・介護施設が併設されたサ高住に誘導する必要がある。</p> <p>本特例措置により、一定の減収が見込まれるが、一方、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は 1.7%(H23)から 2.1%(H26)と着実に上昇しており、平成 32 年には目標値を達成する見込みであることから、税収減を是認する効果があると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅整備事業(平成 27 年度予算額 320 億円)</p> <p>【事業内容】 サ高住の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。</p> <p>【補助対象】 登録されたサ高住</p> <p>【補助額】 建築費の 1/10、改修費の 1/3(国費上限 100 万円/戸)</p> <p>上記の予算上の措置は、サ高住の共用部分の整備に対する支援であり、インシヤルコストの一部を軽減する役割である。本特例は、専用部分の整備に対する支援であり、また、当初5年間にわたり課税の繰り延べを行う選択肢を与えるものであることから、事業初期の継続性を支援する役割である。以上のことから、明確に役割分担が図られている。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用したサ高住の更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の確保に寄与することとなる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月(平成 25 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	JR北海道及びJR四国に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金に係る圧縮記帳の拡充(法人税)
2	要望の内容	債務等処理法附則第5条第1項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「鉄道・運輸機構」)がJR旅客会社(JR北海道、JR四国)に交付する助成金に対し、法人税法第42条に基づく圧縮記帳の特例の対象に追加する。(拡充)
3	担当部局	鉄道局 総務課企画室、鉄道事業課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年 創設(鉄道・運輸機構の補助金を追加)
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 JR旅客会社等については、累次の閣議決定により「経営基盤の確立等条件が整い次第、できる限り早期に完全民営化を行う」ことが、国鉄改革以来の基本的な方針となっている。この方針に従い、完全民営化の前提となる安定的な経営基盤を確立するため、鉄道・運輸機構を通じた設備投資支援を行う。 JR北海道、JR四国については、国鉄改革から28年目を迎えるにも関わらず、低金利の長期化による経営安定基金の運用益の減少、高速道路網の発達、少子高齢化の進展による人口減少による輸送需要の減少等により厳しい経営環境にあり、今なお、健全な事業体としての経営基盤を確立するに至っていないことから、JR北海道及びJR四国の経営基盤の確立による経営自立を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 「国鉄改革のための基本的方針について」抄 (昭和60年10月11日閣議決定) 第1 効率的な経営形態の確立 1. 旅客鉄道会社 (1) 旅客鉄道を、日本国有鉄道再建監理委員会の「国鉄改革に関する意見」(以下「意見」という。)の趣旨に沿って、本州三社並びに北海道、四国及び九州の各社に分割し、それぞれ日本国有鉄道の出資による特殊会社とする。なお、これらの旅客鉄道会社は、<u>経営基盤の確立等諸条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとする。</u></p> <p>「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則」抄 (平成10年10月19日 法律第136号) (機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付及び助成金の交付の業務) 第五条 機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、機構法第十二条に規定す</p>

		<p>る業務並びに第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、<u>旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社に対し、老朽化した鉄道施設等(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この項において同じ。)の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。</u></p>																																	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき行われた、政府全体及び国土交通省の政策体系の中で優先度や緊急性の高い政策である。</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性・利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる 施策目標27 地域公共交通の維持・活性化を図る</p>																																	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 JR北海道及びJR四国の安定的な経営基盤の確立による経営自立を図る。 (平成32年度に売上高経常利益率1%を達成)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上高経常利益率(%)【経常利益/売上高】</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 圧縮記帳を認めることにより、JR北海道及びJR四国への助成金の効果が最大化され、両社の経営自立が促進される。</p>																																	
8 有効性等	① 適用数等	<p>・過去の適用実績および今後の適用見込みについて</p> <table border="0"> <tr><td>平成22年度</td><td>2事業者(JR北海道、JR四国)</td><td>401百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>2事業者(JR北海道、JR四国)</td><td>165百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1事業者(JR北海道)</td><td>87百万円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1事業者(JR四国)</td><td>126百万円</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1事業者(JR北海道)</td><td>90百万円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>2事業者(JR北海道、JR四国)</td><td></td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>2事業者(JR北海道、JR四国)</td><td></td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>2事業者(JR北海道、JR四国)</td><td></td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>2事業者(JR北海道、JR四国)</td><td></td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>2事業者(JR北海道、JR四国)</td><td></td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>2事業者(JR北海道、JR四国)</td><td></td></tr> </table> <p>※上記実績については、事業者からの聞き取りによる。なお、今般の要望は法人税法第42条に基づく圧縮記帳の対象を拡充するものであるため、租税特別措置の適用実態調査の対象ではなく、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることは出来ない。</p> <p>※JR北海道には平成28年度以降5年間で370億円、JR四国には平成28年度以降5年間で183億円、助成金を交付見込み(鉄道・運輸機構からの聞き取りによる)(年度ごとの交付額については未定)。</p> <p>※なお、今般の要望については、鉄道・運輸機構からJR北海道及びJR四国へ交付する助成金について、圧縮記帳の対象に加えるものであり、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていない。</p>	平成22年度	2事業者(JR北海道、JR四国)	401百万円	平成23年度	2事業者(JR北海道、JR四国)	165百万円	平成24年度	1事業者(JR北海道)	87百万円	平成25年度	1事業者(JR四国)	126百万円	平成26年度	1事業者(JR北海道)	90百万円	平成27年度	2事業者(JR北海道、JR四国)		平成28年度	2事業者(JR北海道、JR四国)		平成29年度	2事業者(JR北海道、JR四国)		平成30年度	2事業者(JR北海道、JR四国)		平成31年度	2事業者(JR北海道、JR四国)		平成32年度	2事業者(JR北海道、JR四国)	
平成22年度	2事業者(JR北海道、JR四国)	401百万円																																	
平成23年度	2事業者(JR北海道、JR四国)	165百万円																																	
平成24年度	1事業者(JR北海道)	87百万円																																	
平成25年度	1事業者(JR四国)	126百万円																																	
平成26年度	1事業者(JR北海道)	90百万円																																	
平成27年度	2事業者(JR北海道、JR四国)																																		
平成28年度	2事業者(JR北海道、JR四国)																																		
平成29年度	2事業者(JR北海道、JR四国)																																		
平成30年度	2事業者(JR北海道、JR四国)																																		
平成31年度	2事業者(JR北海道、JR四国)																																		
平成32年度	2事業者(JR北海道、JR四国)																																		
	② 減収額	<p>平成22年度～平成26年度実績(減収額)</p> <table border="0"> <tr><td>平成22年度</td><td>102百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>42百万円</td></tr> </table>	平成22年度	102百万円	平成23年度	42百万円																													
平成22年度	102百万円																																		
平成23年度	42百万円																																		

		<p>平成24年度 22 百万円 平成25年度 32 百万円 平成26年度 23 百万円</p> <p>※減収額については、各年度の圧縮額に、法人税率(25.5%と仮定)を乗じて得た理論値としての金額。</p> <p>平成28年度からの見込(減収額) 平成 28 年度～平成 32 年度 244 百万円</p> <p>※年度ごとの交付額については未定。 ※実績・見込ともに事業者からの聞き取りによる。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成 22 年度～平成 26 年度、平成 28 年度～平成 32 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度～平成 26 年度について 各事業者において、必要に応じて各補助金が交付されており、それぞれの補助金の政策目標の達成に寄与。 ・平成 28 年度～平成 32 年度について JR北海道には平成 28 年度以降5年間で 300 億円、JR四国には平成 28 年度以降5年間で 56 億円の助成金の交付を見込んでいる。この助成金により取得した固定資産等の圧縮記帳を認めることにより、助成金の効果が最大化され、JR北海道及びJR四国の経営自立が促進される。 なお、今般の要望については、現行の圧縮記帳の対象である鉄道・運輸機構を通じた国庫補助に対し、根拠法令が別途の国庫補助以外の上記助成金も追加するものであり、過去の実績と対応するものではない。 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 22 年度～平成 26 年度、平成 28 年度～平成 32 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度～平成 26 年度について 各事業者において、各種補助金交付額が圧縮記帳されており、それぞれの補助金の効果が最大化され、政策目標の達成に寄与。 ・平成 28 年度～平成 32 年度について JR北海道、四国への助成金の効果が最大化され、両社の経営自立が促進される(なお、租税特別措置等により達成しようとする目標(平成32年度において売上高経常利益率1%を達成)について、定量的に実現状況を予測することは困難である。) ※平成 22 年度～平成 26 年度、平成 28 年度～平成 32 年度ともに、事業者への聞き取りによる。 なお、今般の要望については、現行の圧縮記帳の対象である鉄道・運輸機構を通じた国庫補助に対し、根拠法令が別途の国庫補助以外の上記助成金も追加するものであり、過去の実績と対応するものではない。 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成 28 年度～平成 32 年度) JR北海道、四国の設備投資の助成金について法人税等が課せられることになり、助成金の効果が十分に得られず、経営自立が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成 22 年度～平成 26 年度、平成 28 年度～平成 32 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度～平成 26 年度について 鉄道・運輸機構からJR北海道・JR四国に対し交付された各種補助金については、各年度において交付額が圧縮記帳されており、それぞれの補助金の効果が最大化され、それぞれの補助金の政策目標の達成に寄与。 ・平成 28 年度～平成 32 年度について

		<p>鉄道・運輸機構からJR北海道・JR四国への助成金交付額(JR北海道へ5年間370億円、JR四国へ5年間183億円)について圧縮記帳を行うことにより、JR北海道、四国への助成金の効果が最大化され、平成32年度における目標である、売上高経常利益率1%を達成する見込みであり、両社の経営自立が促進されることとなる。</p> <p>※平成22年度～平成26年度、平成28年度～平成32年度ともに、事業者への聞き取りによる。</p> <p>なお、今般の要望については、現行の圧縮記帳の対象である鉄道・運輸機構を通じた国庫補助に対し、根拠法令が別途の国庫補助以外の上記助成金も追加するものであり、過去の実績と対応するものではない。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>JR北海道及びJR四国については、国鉄時代からの老朽化した車両や施設等の設備投資への支援を通じ、経営基盤の確立を図ることによる経営自立を目的として、平成23年度より、鉄道・運輸機構を通じて設備投資支援を行っている。しかしながら助成金の受入れに対して法人税が課税されることにより、経営基盤の確立のための助成金の効果が減少することとなるため、設備投資に係る補助金について圧縮記帳をする必要がある。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR北海道、JR四国及びJR九州並びにJR貨物が旧国鉄から承継した資産に係る特例措置(固定資産税・都市計画税) ・JR北海道、JR四国及びJR九州が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産に係る特例措置(固定資産税・都市計画税) ・JR北海道、JR四国及びJR九州の資本割の課税標準に係る特例措置(法人事業税)
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	<p>「JR北海道再生のための提言書」(平成27年6月26日)(抜粋)</p> <p>I 要旨</p> <p>2 これからのJR北海道について</p> <p>(4)国、自治体、地域の皆様をお願いしたいこと</p> <p>鉄道輸送の安全を維持するため、何よりも、<u>JR北海道は前述したとおり、最大限の自助努力を行わなくてはならない。</u>しかし、それでも、JR北海道の構造的な問題を解決することは困難であり、輸送機関として安全で持続可能な経営を可能とし、公共交通機関としての責務を今後とも果たし続けることができるよう、国、自治体、地域の皆様など、各ステークホルダーに対して以下のことをお願いしたい。</p> <p>まず、<u>当面必要となる安全投資や修繕の資金について、国による財政的な支援をお願いしたい。</u></p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（所得税・法人税）
2	租税特別措置等の内容	個人又は法人がその有する土地等を、国土利用計画法に基づく地域の開発、保全又は整備に関する計画（土地利用基本計画の一部。以下「開発保全整備計画」という。）に係る事業のために、国、地方公共団体等に譲渡した場合に、同一年内の譲渡について、年 1,500 万円を限度として、その譲渡所得を特別控除。（法第 34 条の 2 第 2 項第 19 号、第 65 条の 4 第 1 項第 19 号、第 68 条の 75 第 1 項）
3	担当部局	国土政策局総合計画課国土管理企画室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 50 年度 新規
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 開発保全整備計画に係る事業を円滑に実施する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的の根拠》 国土利用計画法（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号、最終改正平成 17 年 7 月 29 日同 89 号） （目的） 第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する。</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域の開発、保全又は整備に関する事業が推進されることにより、国民の生活向上に資する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 低・未利用地の面積 13.1 万 ha（平成15年度）→13.1 万 ha（平成25年度）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 開発保全整備計画に係る事業を実施するためには事業用地の確保は不可欠であり、早期に事業の効果を発現するためには、事業用地の取得を迅速に行う必要がある。このような状況の中で、開発保全整備計画に係る事</p>

			業に関して、国、地方公共団体等への土地等の譲渡について軽減措置を講じている現行税制は、土地所有者の理解と協力を得る上で重要な役割を果たしており、本特例措置なくしては土地所有者の協力を得ることは困難である。
8	有効性等	① 適用数等	<p>H24年度 0件（適用額 0円） H25年度 0件（適用額 0円） H26年度 2件（個人1件、法人1件） （適用額 不明）</p> <p>※推計方法…都道府県に対するアンケート調査の回答による。</p> <p>・平成24年・25年については都道府県へのアンケート調査の結果適用実績がないことが分かっているためであり、26年度についてはまだアンケート調査が終了しておらず、参照できないためである。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除」の全件を合算した数値情報はあるものの、本件（開発保全整備計画にかかる租特）のみの数値を抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</p> <p>（適用数等が想定外に僅少でないかどうか、特定の者に偏っていないかどうか）</p> <p>・開発保全整備計画の策定状況に照らして、適用数は想定範囲内と考えられる。</p> <p>・全国各地の事業において複数の個人または法人に適用がなされている。</p>
		② 減収額	<p>H24年度、H25年度 0(百万円) H26年度 19(百万円)</p> <p>※推計方法…都道府県に対するアンケート調査の回答による。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(H24～H26) 平成26年度に宮城県内において緑地整備計画事業で2件の土地の買入れを実施</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(H24～H26) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>開発保全整備計画に係る事業に協力し、土地を譲渡する者にとって、譲渡益に対する課税のあり方は重要な判断要素となるため、当該措置には妥当性が認められる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない。</p>

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向 性		引き続き反映する
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(法人税)	
2	租税特別措置等の内容	法人が、農住組合法による交換分合により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲でその帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。	
3	担当部局	国土交通省土地建設産業局企画課	
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 56 年度 税制措置創設(恒久措置)	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する</p> <p>《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(平成 23 年 3 月 15 日閣議決定)」において、「市街化区域内農地については、市街地内の貴重な緑地資源であることを十分に認識し、保全を視野に入れ、農地と住宅地が調和したまちづくりなど計画的な利用を図る」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 2 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 最低居住面積水準未達率4.3%(平成20年)を早期に解消する 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・最低居住面積水準未達率※ 早期に解消 ※健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未達の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)※※ ※※A:最低居住面積水準未達世帯数 B:主世帯総数 注 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要 (1)単身者 25 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。) (2)2人以上の世帯 10 m²×世帯人数+10 m² 注 主世帯:一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。 ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率※</p>

		<p>全国 :40%(平成20年)→50%(平成27年)※※ 大都市圏:35%(平成20年)→50%(平成32年)※※ ※子育て世帯(注1)のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準(注2))を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B) ①A:子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:子育て世帯総数 ②A:大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:大都市圏の子育て世帯総数 注1 子育て世帯:構成員に18歳未満の者が含まれる世帯 注2 誘導居住面積水準:住生活基本計画(全国計画)において設定 (1)一般型誘導居住面積水準 都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定 ①単身者 55 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯 25 m² × 世帯人数 + 25 m² (2)都市居住型誘導居住面積水準 都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定 ①単身者 40 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯 20 m² × 世帯人数 + 15 m² ※※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成27年度および平成32年度までの目標を設定しており、平成30年度における目標値は設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例によって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。</p>												
8 有効性等	① 適用数等	<p>適用件数(実績) (分析対象期間:H24~26) (単位:法人、ha)</p> <table border="1" data-bbox="568 1632 997 1774"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算出根拠:H24-H25 租税特別措置の適用実態調査、H26 各法人に確認) 農住組合が事業を行う際、必ずしも交換分合を行うわけではないため、上記期間中の適用実績はない。しかし、現在5地区で農住組合が事業中、もしくは事業準備中であり、本措置の適用が見込まれることから、本措置は引き続き必要である。 また、本措置は、交換分合計画に沿って土地を交換した者を対象としている</p>	区分	H24	H25	H26	適用件数	0	0	0	面積	0	0	0
区分	H24	H25	H26											
適用件数	0	0	0											
面積	0	0	0											

			ため、特定の者への偏りがあるものではない。								
		②: 減収額	減収額(実績) (分析対象期間: H24~26) (単位: 百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> (算出根拠: H24-H25 租税特別措置の適用実態調査、H26 各法人に確認)	区分	H24	H25	H26	減収額	0	0	0
区分	H24	H25	H26								
減収額	0	0	0								
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H24~26) 適用はない。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H24~26) 適用はない。 ----- 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H24~26) 適用はない。								
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	交換分合による土地の譲渡等を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的である。このため、予算上の措置(補助事業)と比較して、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法を取ることが適切である。								
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。								
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。								
10	有識者の見解		—								
11	評価結果の反映の方向性		交換分合による土地の譲渡等を円滑化することにより、農地と住宅地が調和した優良な宅地の供給促進を図る本特例は、居住の安定確保や暮らしやすい居住環境の形成、安全・安心な社会の構築をしていく上で必要不可欠である。 目標となる最低居住面積水準未達率、子育て世帯における誘導居住面積水準については、目標達成途上にあることから、引き続き存続すべき制度である。								
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—								

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的会社に係る課税の特例 (法人税、法人住民税、事業税)	
2	租税特別措置等の内容	資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社のうち一定の要件を満たすものが支払う利益の配当の額については損金の額に算入することが認められる等の措置。	
3	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課	
4	評価実施時期	平成27年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。 平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成22年度および平成23年度改正で国内50%超募集要件等の見直しが行われた。	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定目的会社を活用した不動産証券化を促進することにより、不動産投資市場を活性化する。 《政策目的の根拠》 ○ 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋) 「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」 ○ 資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第五号) (第1条) この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性の向上 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定目的会社の登録・届出件数

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、特定目的会社における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。
8	有効性等	① 適用数等	特定目的会社 899 社(平成 24 年 3 月末) 特定目的会社 835 社(平成 25 年 3 月末) 特定目的会社 759 社(平成 26 年 3 月末)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—～—) リーマン・ショック等を乗り越え、不動産証券化市場が成長・活性化している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—～—) 特定目的会社に係る課税の特例がない場合、特定目的会社を用いた不動産証券化市場が存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—～—) 税収減は生じないと考えられる。特定目的会社に係る課税の特例がない場合、不動産証券化市場が発展しなかった、つまり、そもそも税収を生じるべきビジネスがなかったと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	不動産証券化市場の活性化のためには、本措置により、特定目的会社の導管性を確保する必要があり、税制でしか措置できないため。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（国土利用計画法の規制区域内の土地等を譲渡する場合）（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	租税特別措置等の内容	国土利用計画法（以下、「法」という。）に規定する規制区域内にある土地等（棚卸資産を除く。）を、都道府県知事又は指定都市の長（以下、「都道府県知事等」という。）に譲渡する場合には、同一年内の譲渡について、年 1,500 万円を限度としてその譲渡所得を特別控除（損金算入）する。
3	担当部局	国土交通省土地・建設産業局企画課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 税制措置創設（恒久措置）
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 規制区域制度の円滑な運用を通じて、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 国土利用計画法（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号） 第 11 条 土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、全国にわたり土地取引の規制に関する措置の強化が図られるべきものとし、その緊急性にかんがみ、次章及び第五章で定めるところにより、土地取引の規制に関する措置が講じられるものとする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用確保のための条件整備を推進する</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 規制区域内の土地売買等の契約を不許可にされた土地等の適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 低・未利用地の面積 13.3 万 ha（平成 30 年） ※当該目標値は 5 年毎に実施される土地基本調査に基づくもの。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、規制区域内において土地売買等の契約を不許可にされた土地等の適正かつ合理的な土地利用の確保が図られ、もって全体としての適正かつ合理的な土地利用に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用実績無し ※法施行以来規制区域の指定実績はないものの、都市開発や災害時等における投機的取引の発生可能性に鑑みると、規制区域制度及び本特例措置は存置する必要がある。</p>

			※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>規制区域の指定実績はこれまで無いものの、土地取引規制制度(規制区域制度、監視区域制度、注視区域制度、事後届出制)の円滑な運用を通じて、適正かつ合理的な土地利用の確保が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>規制区域の指定実績はこれまで無いものの、土地取引規制制度(規制区域制度、監視区域制度、注視区域制度、事後届出制)全体の円滑な運用を通じて、適正かつ合理的な土地利用の確保が図られている。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>適正かつ合理的な土地利用の確保を図るためには、規制区域内で土地売買等の契約を不許可にされた土地所有者等が、都道府県知事等に買取りを請求するインセンティブを与えることが効果的である。そのため、本特例の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	規制区域制度の円滑な運用を通じた、適正かつ合理的な土地利用を進めるためには、これに伴う税負担を迅速かつ確実に軽減することが効果的である。このため、予算上の措置(補助事業)と比較して、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法を取ることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、規制区域制度の円滑な運用を通じて各地域の適正かつ合理的な土地利用が図られるものであるから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		<p>仮に規制区域内の土地売買等の契約を不許可とされた場合、土地所有者等は都道府県知事等以外に買取りを請求できないことから、当該特例無くして規制区域制度の円滑な運用は困難である。つまり、当該特例により、土地所有者等が不許可処分を受けた場合の都道府県知事等への土地の譲渡が促進され、規制区域制度の円滑な運用、ひいては適正かつ合理的な土地利用の確保に資することとなる。</p> <p>したがって、法施行以来規制区域の指定実績はないものの、都市開発や災害時等における投機的取引の発生可能性に鑑みると、規制区域制度は存置する必要があり、当該制度の円滑な運用に資する本特例措置も同様に存置する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(所得税、法人税)</p> <p>※公有水面の埋立てに係る場合</p>
2	租税特別措置等の内容	<p>国若しくは地方公共団体(出資金又は拠出金の全額が地方公共団体の出資又は拠出による法人を含む。以下同じ。)が行う公有水面の埋立て又は土地収用法第3条に規定する土地収用事業の施行者が当該事業の施行に伴って行う公有水面の埋立てにより、法人等の漁業権等が譲渡される(消滅する)場合に、当該漁業権等の消滅があった事業年度において当該法人等が取得した補償金をもって代替資産の取得をし、かつ、当該代替資産の帳簿価額について圧縮限度額の範囲内で損金経理し減額したときは、当該減額した金額について、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができること等とする。</p>
3	担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局水政課、港湾局総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和34年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁業権等の消滅に対する補償の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴う漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進めることにより、効率的に公共事業を実施する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制特例は、公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進める観点から措置しているものであるところ、漁業権等を有する法人等を取り巻く状況は地域や時期等によって異なり、同種の工事であっても補償額や代替資産等の有無、交渉に要する期間は状況によって異なるものであることから、本特例による効果について定量的に指標化することは困難であるため、指標を設定してい</p>

			ない。
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、これが円滑に行われない場合には、公共事業の実施に支障を来すこととなる。</p> <p>本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金をもって取得した代替資産等に係る租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になるため、効果的な社会資本の整備に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>H22年度 0件 0百万円(補償額)</p> <p>H23年度 0件 0百万円(")</p> <p>H24年度 0件 0百万円(")</p> <p>H25年度 0件 0百万円(")</p> <p>H26年度 0件 0百万円(")</p> <p>※適用数等の把握に際しては、免許庁(都道府県又は港湾管理者)を通じて埋立事業者に対して年度ごとの補償実績の全数調査を実施した結果を集計しており、適用対象者が想定外に特定の者に偏ったものとはなっていない。</p> <p>※埋立て免許を受けた事業であって漁業権等の消滅に対する補償が行われたもののうち、当該補償金をもって代替資産等を取得したものについては本特例を適用すると想定(免許件数は国土交通省調べ)。</p> <p>※なお、租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができないことから、当該情報を用いていない。</p>
		② 減収額	<p>H22年度 0円</p> <p>H23年度 0円</p> <p>H24年度 0円</p> <p>H25年度 0円</p> <p>H26年度 0円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～26年度)</p> <p>分析対象期間における適用実績は0件である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～26年度)</p> <p>分析対象期間における適用実績は0件である。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～26年度)</p> <p>分析対象期間における適用実績は0件である。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、本特例措置は、補償金の取得により漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金をもって取得した代替資産等に係る租税負担を軽減することで、権利の喪失前後における事業活動や生活に対する影響を最小限にとどめるものである。</p> <p>漁業権等を喪失した法人等に対する補償は、公有水面の埋立てを行う者により行われることとなるため、国がこれらの補償状況及び代替資産等の取得の有無を逐次補足して補助金等により補填することは非効率であり、また、代替資産の取得に伴い評価換えをして帳簿価額を減額した場合の金額等について損金不算入を認めず課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することも非効率な手法であることから、本税制特例によることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本税制特例は、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑化・迅速化するものであり、効率的な公共事業を実施し、効果的な社会資本を整備していく上で必要不可欠であるため、今回の分析対象期間内において適用はなかったものの、引き続き存続すべき制度である。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>収用換地等の場合の所得の特別控除(所得税・法人税)</p> <p>※公有水面の埋立てに係る場合</p>
2	租税特別措置等の内容	<p>国若しくは地方公共団体(出資金又は拠出金の全額が地方公共団体の出資又は拠出による法人を含む。以下同じ。)が行う公有水面の埋立て又は土地収用法第3条に規定する土地収用事業の施行者が当該事業の施行に伴って行う公有水面の埋立てにより、法人等の漁業権等が譲渡される(消滅する)場合に、当該法人等が取得した当該漁業権等の譲渡(消滅)に対する補償金については、一定の要件に該当する場合には、当該漁業権等の譲渡が行われた事業年度の所得の計算上、5,000万円を上限として損金に算入することができること等とする。</p>
3	担当部局	国土交通省 水管理・国土保全局水政課、港湾局総務課、鉄道局総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和38年創設</p> <p>昭和42年改正 特別控除額:1,200万円に引き上げ</p> <p>昭和48年改正 特別控除額:2,000万円に引き上げ</p> <p>昭和50年改正 特別控除額:3,000万円に引き上げ</p> <p>平成元年改正 特別控除額:5,000万円に引き上げ</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁業権等の消滅に対する補償の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する に包含</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴う漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進めることにより、効率的に公共事業を実施する。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制特例は、公共事業の用に供するための公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑かつ迅速に進める観点から措</p>

			<p>置しているものであるところ、漁業権等を有する法人等を取り巻く状況は地域や時期等によって異なり、同種の工事であっても補償額や交渉に要する期間は状況によって異なるものであることから、本特例による効果について定量的に指標化することは困難であるため、指標を設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、これが円滑に行われなない場合には、公共事業の実施に支障を来すこととなる。 本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になるため、効果的な社会資本の整備に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>H22年度 6件 115百万円(補償額) H23年度 3件 127百万円(") H24年度 6件 76百万円(") H25年度 7件 5687百万円(") H26年度 5件 103百万円(")</p> <p>※適用数等の把握に際しては、免許庁(都道府県又は港湾管理者)を通じて埋立事業者に対して年度ごとの補償実績の全数調査を実施した結果を集計しており、適用対象者が想定外に特定の者に偏ったものとはなっていない。 ※埋立て免許を受けた事業のうち漁業権等の消滅に対する補償が行われたものについては本特例を適用すると想定し、埋立て免許を受けた事業のうち当該補償が行われた件数を適用数としている(免許件数は国土交通省調べ)。(鉄道局所管分については該当なし) ※なお、租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができないことから、当該情報を用いていない。</p>
		② 減収額	<p>H22年度 11百万円 H23年度 13百万円 H24年度 7百万円 H25年度 568百万円 H26年度 10百万円</p> <p>※埋立て免許を受けた事業のうち補償を行ったものについては本特例を適用すると想定し、補償額×10%(法人税特例の実績がないため、沿岸漁業者の平均漁労所得額(平成26年度:240万円)に対する所得税率で計算)の金額を減収額として推計。(補償額は国土交通省調べ) (鉄道局所管分については該当なし)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度~26年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業の用に供する公有水面における権原取得の円滑化・迅速化が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度～26年度) 本特例措置が適用されることにより、1,596千㎡(推計値)の公有水面において、補償を伴う埋立て免許がなされた。 ※公有水面埋立実績調査(国土交通省調べ)等による。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成22年度～26年度) 公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであるところ、本税制特例により、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担が軽減されることから、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉が円滑化・迅速化し、効率的な公共事業の実施が可能になり、社会資本の効果的な整備が図られることになることから、税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>公有水面の埋立てに伴う漁業権等の譲渡(消滅)は、高い公益性を有する公共事業の実施のために必要となるものであり、本特例措置は、漁業権等を喪失した法人等が取得した補償金に係る当該法人等の租税負担を軽減することで、権利の喪失前後における事業活動や生活に対する影響を最小限にとどめるものである。</p> <p>漁業権等を有する法人等に対する補償は、公有水面の埋立てを行う者により行われることとなるため、国がこれらの補償状況を逐次補足して補助金等により補填することは非効率であり、また、譲渡所得に対して課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することも非効率な手法であることから、本税制特例によることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本税制特例は、公有水面の埋立てに伴い発生する漁業権等の消滅に対する補償交渉を円滑化・迅速化するものであり、効率的な公共事業を実施し、効果的な社会資本を整備していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	転廃業助成金等に係る課税の特例(法人税)(本州四国連絡橋に係るもの)
2	租税特別措置等の内容	本州四国連絡橋の供用に伴い事業活動の縮小又は廃止を余儀なくされる一般旅客定期航路事業者(法人)が、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を受けた場合、当該交付金を損金に算入することで一般旅客定期航路事業者(法人)に対する法人税を非課税とする。
3	担当部局	道路局総務課高速道路経営管理室、鉄道局総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年度創設
6	適用期間	恒久税制
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対し助成措置を講じるとともに、講じた措置について法人税の特例を設けることにより、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 租税特別措置法第67条の4(昭和32年3月31日) 事業の整備(省略)があつたことに伴い、その営む事業の廃止又は転換をしなければならないこととなる法人(省略)が、その事業の廃止又は転換をすることとなることにより国(省略)の補助金(これに準ずるものを含む。)(省略)の交付を受けた場合(省略)当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対し助成措置を講じるとともに、講じた措置について法人税の特例を設けることにより、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本州四国連絡橋の建設にあたっては、本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に十分配慮した上で、円滑に進める必要があり、また、社会的な影響も大きいため、定量的な測定指標の設定になじまないことから、適用実績を測定指標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業活動の縮小又は廃止を余儀なくされる一般旅客定期航路事業者(法人)が、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を受けた場合、当該交付金を損金に算入し、法人税を非課税とすることにより、当該法人の一般旅客定期航路事業に係る影響が軽減され、もって道路網及び鉄道網の充実に寄与。</p>

8	有効性等	① 適用数等	平成 11 年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設計画はなく、本州四国連絡橋の建設はないため、 平成 24 年度実績 0 件、0 百万円 平成 25 年度実績 0 件、0 百万円 平成 26 年度実績 0 件、0 百万円 なお、租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることはできない。
		② 減収額	平成 11 年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設計画はなく、本州四国連絡橋の建設はないため、 平成 24 年度実績 0 百万円 平成 25 年度実績 0 百万円 平成 26 年度実績 0 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24～26 年度) 平成 11 年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設計画はなく、本州四国連絡橋の建設に伴う旅客船問題等に関する対策の基本方針に対する対応は、完了している。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24～26 年度) 過去 3 カ年における本措置の適用は無い。 平成 24 年度実績 0 件 平成 25 年度実績 0 件 平成 26 年度実績 0 件 《税収減を是認するような効果の有無》 —
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法において規定される各種対策と合わせ、旅客船事業者への対策が円滑に実施される制度であり、総合的な対策として妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者が、本州四国連絡橋の供用に伴い余儀なくされることとなる事業規模の縮小等を行おうとするときは、それぞれの事業について実施計画を作成し、大臣の認定を受ける場合については、交付金の交付を受けることができる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	引き続き継続する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外(法人税)
2	租税特別措置等の内容	法人が、土地等を譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下の土地等を、独立行政法人都市再生機構(以下、機構という。)に譲渡した場合で、機構が業務を行うために直接必要であると認められるものであるときは、法人の譲渡利益について、短期重課制度(譲渡利益の10%の追加課税)の適用除外措置を講ずる。
3	担当部局	住宅局総務課民間事業支援調整室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の土地取得を支援することにより、都市再生に資する市街地整備改善、地方都市開発整備、民間賃貸住宅の供給支援等の推進を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号) (機構の目的) 第三条 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団(以下「都市公団」という。)から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p>
	②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
	③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構の事業の用に供する土地等の取得を円滑に進める。 (なお、機構は、第三期中期目標期間(平成26年度～平成30年度)中に、民間事業者や地方公共団体による都市再生事業を含む400ha程度の区域において、市街地環境の改善や都市機能の更新・高度化を推進することとしている。)</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業の用に供する土地の取得にあたっては、売主の意向を十分考慮した上で、円滑に進める必要があり、また、市況の影響も大きいことから、定量的な測定指標の設定に馴染まないことから、適用実績を測定指標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業用地の取得を円滑に行うことにより、効率的な事業の推進に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>直近5年間の適用実績 なし (租税特別措置法第63条第7項の規定に基づき、短期重課制度は平成10年より課税停止中であり、租特透明化法に基づき把握される情報において、本租税特別措置は集計対象とされていないため、記載にあたり当該情報を用いていない。)</p>
		② 減収額	<p>直近5年間の減収額 なし (租税特別措置法第63条第7項の規定に基づき、短期重課制度は平成10年より課税停止中であり、租特透明化法に基づき把握される情報において、本租税特別措置は集計対象とされていないため、記載にあたり当該情報を用いていない。)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 短期重課制度が課税停止中のため、本租税特別措置によって税負担が軽減された事例はないが、短期重課制度が適用された場合には、機構の事業の用に供する土地等の取得の円滑化が図れなくなる可能性があることから、本租税特別措置は効率的な事業の推進に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 -</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 短期重課制度が課税停止中のため、本租税特別措置によって税負担が軽減された事例はないが、短期重課制度が適用された場合には、本租税特別措置により、機構の事業の用に供する土地等の取得が円滑に進められ、社会資本整備が効果的・効率的に推進されることが期待される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、機構の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない。</p>

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		機構の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る本租税特別措置は、社会資本整備の効果的・効率的に推進していく上で重要であるため、引き続き本租税特別措置を維持する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	短期譲渡所得の課税の特例に係る軽減税率、追加課税の適用除外（法人税）	
2	租税特別措置等の内容	法人が、土地を譲渡した年の1月1日に置いて所有期間が5年以下の土地を地方住宅供給公社（以下、「公社」という。）に譲渡した場合で、公社が業務を行うために直接必要であると認められるものであるときは、法人の譲渡利益について、短期重課制度（譲渡利益の10%の追加課税）の適用除外措置を講ずる。	
3	担当部局	住宅局住宅総合整備課	
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 公社の土地取得を支援することにより、住宅の不足の著しい地域において、住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給することを図る。 《政策目的の根拠》 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号） （目的） 第一条 地方住宅供給公社は、住宅の不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者の資金を受け入れ、これをその他の資金とあわせて活用して、これらの者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 少子高齢化等に対応した住生活の安定及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公社の事業の用に供する土地の取得を円滑に進める。 （公社の事業を円滑に進める手段として本租税特別措置を用いており、公社の業務は時限的でないため、具体的な達成時期等を示すことは困難である。） 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業の用に供する土地の取得にあたっては、売主の意向を十分考慮した上で、円滑に進める必要があり、また、市況の影響も大きいことから、定量的な測定指標の設定には馴染まないことから、適用実績を測定目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業用地の取得を円滑に行うことにより、効率的な事業の推進に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	直近5年間の適用実績 なし （租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査

			の集計結果を用いることができない理由は、譲渡利益に係る短期重課制度が平成10年1月1日から平成29年3月31日まで停止中(租税特別措置法第63条第7項)のため、同調査の集計対象とされないからである。)
		② 減収額	直近5年間の減収額 なし (租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査の集計結果を用いることができない理由は、譲渡利益に係る短期重課制度が平成10年1月1日から平成29年3月31日まで停止中(租税特別措置法第63条第7項)のため、同調査の集計対象とされないからである。)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 譲渡利益に係る短期重課制度が課税停止中のため、本租税特別措置によって税負担が軽減された事例はないが、短期重課制度が適用された場合には、公社の事業のように供する土地の取得の円滑化が図れなくなる可能性があることから、本租税特別措置は効率的な事業推進に寄与することとなる。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 - 《税收減を是認するような効果の有無》 譲渡利益に係る短期重課制度が課税停止中のため、本租税特別措置によって税負担が軽減された事例はないが、短期重課制度が適用された場合には、本租税特別措置により、公社の事業のように供する土地の取得が円滑に進められ、公社の業務が効率的に推進されることが期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、公社の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る必要から、土地の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		公社の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る本租税特別措置は公社の業務を効果的・効率的に推進していく上で重要であるため、引き続き本租税特別措置を維持する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産等を取得した場合の課税の特例(法人税)	
2	租税特別措置等の内容	独立行政法人都市再生機構(以下、機構という。)が行う50戸以上の一団地の住宅経営に係る事業のため、資産が買い取られ、対価を取得した場合で、その額の全部又は一部をもって代替資産を取得したときは、所得の計算上、損金算入を認める。	
3	担当部局	住宅局総務課民間事業支援調整室	
4	評価実施時期	平成27年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>機構の土地取得を支援することにより、政策的に必要な賃貸住宅の供給、既存の賃貸住宅の建替等の推進を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)</p> <p>(機構の目的)</p> <p>第三条 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団(以下「都市公団」という。)から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>に包含</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>機構の事業の用に供する土地等の取得を円滑に進める。</p> <p>(なお、機構は、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」において、UR賃貸住宅ストックについて、平成30年度までに約10万戸の再生・再編に着手、約5万戸の削減を見込んでいる。)</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業の用に供する土地の取得にあたっては、売主の意向を十分考慮した上で、円滑に進める必要があり、また、市況の影響も大きいため、定量的な測定指標の設定に馴染まないことから、適用実績を測定指標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業用地の取得を円滑に行うことにより、効率的な事業の推進に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>直近5年間の適用実績 なし ※年間3件程度の適用を想定していたが、直近5年間は法人から土地を取得した実績がないため、本租税特別措置の適用実績はない。 なお、適用実績がある場合は、本租税特別措置の適用にあたり添付が必要となる機構が発行する証明書の発行実績をもって把握する。 (租特透明化法に基づき把握される情報は、本租税特別措置以外の租税特別措置等の適用数を含んでおり、本租税特別措置分を抽出することができないため、当該情報を用いることはできない。)</p>
		② 減収額	<p>直近5年間の減収額 なし (適用実績がないため、減収額はない。)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 直近5年間の適用実績はなし。 ※機構賃貸住宅の建替えに伴い隣接地を取得した実績はあるが、公的主体からの取得であったため、直近5年間に本租税特別措置を適用した実績はない。しかし、独立行政法人都市再生機構法改正(平成27年7月16日施行)により、機構賃貸住宅の建替えに伴う近接地の取得が可能となったことを踏まえ、今後、隣接地及び近接地の取得に伴い、本租税特別措置の適用が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 -</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 直近5年間の適用実績はないが、本租税特別措置により、機構の事業の用に供する土地等の取得が円滑に進められ、住宅セーフティネットを担う公的賃貸住宅の効果的・効率的な整備が期待される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、機構の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない。</p>

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		機構の事業用地の取得を円滑に実施し、効率的な事業の推進を図る本租税特別措置は、住宅セーフティネットを担う公的賃貸住宅を効果的・効率的に整備していく上で重要であり、また、機構法改正により機構賃貸住宅の建替えに伴う近接地の取得が可能となり、本租税特別措置の適用が見込まれることから、引き続き本租税特別措置を維持する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新幹線鉄道大規模改修準備金(法人税)
2	租税特別措置等の内容	全国新幹線鉄道整備法第15条に定める、新幹線鉄道の所有営業主体のうち、同法第17条第1項に定める新幹線鉄道大規模改修引当金(以下「準備金」という)を積み立てるものとして、国土交通大臣の指定を受けたものが、同法第16条第1項に定める引当金積立計画に従い、適用事業年度において準備金の積立を行った場合、その積立額は当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。また、引当金積立計画の終了後、およそ10年間に渡り準備金を取り崩すこととなるが、この際、取崩しを行った額は取崩しを行った各年度の所得の金額の計算上、益金に算入する。
3	担当部局	国土交通省鉄道局 総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度創設
6	適用期間	国土交通大臣の承認を受けた、引当金積立計画に記載された積立期間内の日を含む各事業年度
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民経済の発展に重要な役割を果たす高速輸送機関である新幹線鉄道について、開業から長い年月を経過したものについては、老朽化した大規模設備を集中的に改修・更新する必要があるが、これには巨額の資金を調達することが必要である。調達を改修・更新の段階で行うとすると、事後にリスクが発生するほか、多額の工事費を改修後の利用者の運賃・料金的大幅な値上げで賄うことになるなど、将来の利用者・国民に過大な負担を転嫁せざるを得ない。このことから、将来必要となる大規模改修工事に必要な資金を予め積み立てることにより、資金調達リスクの軽減を図ることでその将来に渡る運行の安全性を確保するとともに費用負担の平準化を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 全国新幹線鉄道整備法(昭和56年法律84号) 第15条～第23条(追加 平成14年6月法律64号)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる。 に包含。</p>

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新幹線鉄道の大規模改修工事の円滑かつ確実な実施。</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画にある準備金の積立総額。 工事期間においては工事実施額。</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新幹線の構造物は、一定の年数経過後に劣化が顕在化するため、その前に老朽化対策として大規模改修工事を行う必要があるが、工事費も巨額に上ることとなる。本制度は、新幹線鉄道の所有営業主体に、工事費が巨額である大規模改修工事に備えて十分な資金を積み立てさせることにより、将来必要となる新幹線鉄道の大規模改修工事の実施を確実なものとし、新幹線鉄道の安全確保に大きく寄与するものであり、また、工事期間には、積立金取崩しにより、将来の運賃等の値上げの抑制に資するものである。 なお、東海道新幹線の大規模改修工事費は、総額約7,300億円であり、積立期間は平成14年10月～平成25年3月、大規模改修工事期間は平成25年4月～平成35年3月である。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>1件(JR東海 東海道新幹線)(平成23年度、平成24年度) 0件(平成25年度) 積立総額3,500億円 平成14年度 積立額 166億円 平成15年度～平成24年度 年度あたり積立額 333億円 上記については、事業者に対して行った調査の結果、把握されたものである。(平成23年度以降については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載された数値を活用している。) 本制度は、新幹線鉄道の所有営業主体に、ある一定時期に必要となる大規模改修工事に備えた準備金の積立を行わせるものであり、想定外に特定の者に偏っていない。</p>
	② 減収額	<p>平成14年度 ▲50億円 (損金算入額 166億円×法人税率30%=50億円) 平成15年度～24年度 ▲100億円 (損金算入額 333億円×法人税率30%=100億円) ※なお、平成25年より大規模改修工事および準備金の取崩しを行っており、平成25年度、平成26年度はともに約100億円の増収となっている。 (益金算入額 350億円×法人税率30%=105億円) ※上記は、事業者に対して行った調査による。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年9月～平成27年8月) 平成25年度から、平成34年度までの10年間を工事期間とする東海道新幹線の大規模改修工事が円滑かつ確実に開始されている。 大規模改修工事実績 平成25年度 95億円 平成26年度 302億円</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年9月～平成27年8月)</p> <p>東海道新幹線の大規模改修準備金は平成14年度～平成24年度で積立を完了し、翌平成25年度から大規模改修工事が開始されている(工事期間:平成34年度まで10年間、総工事費:約7,300億円)。本制度により、総工事費のおよそ1/2にあたる3,500億円が積み立てられ、大規模改修工事を確実に完了するための資金的な裏付けが出来ている。また、平成25年度から年度あたり350億円の取崩しを開始しており、工事費の負担の軽減が図られている。</p> <p>※上記は、事業者に対して行った調査による。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年9月～平成27年8月)</p> <p>東海道新幹線の新幹線大規模改修準備金総額3,500億円の積立が完了しており、また、平成25年度より大規模改修工事が円滑かつ確実に実施されているところである。なお、工事が開始した平成25年度より、準備金の取崩し(350億円/年度)および益金算入を行っており、年度あたり105億円の増収となっている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>新幹線は、我が国にとって重要な大量高速輸送機関であり、さらに国土強靱化計画においても、「国土強靱化アクションプラン」中の「プログラム推進のための主要施策」の一つとして、「東海道新幹線の土木構造物の予防保全を行うことにより、継続的な高速旅客輸送機能の維持に資する」とされていることから、その老朽化対策が重要な課題であり、将来の新幹線鉄道の大規模改修工事を確実な実施が必要不可欠である。</p> <p>全国新幹線鉄道整備法に基づく大規模改修工事の支出に備えた引当金の積立を義務づけるとともに、同法に基づき積立てを行った際の損金算入及び大規模改修時の取崩し及び益金算入が認められる租税特別措置を合わせて行う制度は、民間事業者である鉄道事業者に、巨額の費用を必要とする新幹線の大規模改修を自らの資金により確実に行わせるものであり、国の補助金や鉄道利用者の追加的な負担に依らずに工事費用を確保することが出来るため、政策手段として妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の政策手段はない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	—

11 評価結果の反映の方向性	<p>東海道新幹線の大規模改修工事は本制度による準備金の積立の完了を経て、円滑かつ確実に開始されている。これにより、我が国の大動脈である東海道新幹線の大規模改修が着実に進み、それによる東海道新幹線の将来に渡る安全な運行が見込まれるとともに、費用負担の平準化も図られるものと認識している。</p> <p>このように、本制度は国の大動脈である新幹線鉄道の将来に渡る安全性の確保の観点から、極めて有効なものであることから、存続されることが適当である。</p>
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金(所得税・法人税)
2	租税特別措置等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の定期検査を受けるための修繕（以下、「特別修繕」という。）に要する費用を準備金として積み立てたときは、その一定限度額（3／4）以下の積立額の損金算入を認める。 ・ 特別修繕が完了した場合には、その全額を取り崩して益金に算入する。
3	担当部局	海事局外航課、内航課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設
6	適用期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>四面環海である日本では、外航海運がエネルギー資源等の輸入や工業製品等の輸出における貿易量の99.7%を担っており、日本の社会・経済を支える基盤として重要な役割を果たしているとともに、このような物資の大半を日本の外航海運事業者が運航する船舶（日本商船隊）によって輸送している。外航海運は世界単一の市場が形成され、グローバル化する世界経済の中で、本邦外航海運事業者と諸外国の外航海運事業者との間の競争は激化の方向にあり、平時より競争力のある日本商船隊を維持・強化する必要性が増している。</p> <p>一方、内航海運は、国内貨物輸送の約4割、鉄鋼、セメント等の産業基礎物資の約8割の輸送を占めるとともに、離島航路をはじめとする国内旅客輸送については公共輸送機関としての安定的な旅客輸送サービスの提供を図っており、我が国の産業や生活に極めて重要な役割を果たしていることから、良質な輸送サービスを持続的に提供する事業環境の確保が必要である。</p> <p>海上輸送に不可欠な輸送手段である船舶は、安全性を確保するため、船舶安全法に基づき5年毎の定期検査を義務付けている。船舶は、その使用に伴い経年劣化することから、検査に際しては、多額の費用をかけて大規模な特別修繕（例えば、外航船は一隻あたり平均で約1.5億円）を行うことが必要となっている。</p> <p>このため、特別修繕費用を平準化し、適切な修繕が行われることにより、外航海運については、競争力のある日本商船隊の維持・強化を図り、毎年度概ね10%の我が国商船隊の輸送比率を維持する。</p> <p>また、中小零細事業者が太宗を占める内航海運が、経営基盤を強化し、効率的な船舶による安定的な輸送を行い、持続可能なサービスの提供ができるように平均総トン数610トンを毎年度維持する。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>〔外航〕 「海洋基本法」（平成19年4月27日法律第33号）第24条</p> <p>〔内航〕 国土交通省政策評価体系において、施策目標「海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する」として位置づけられている。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 に包含</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>〔外航〕 毎年度概ね10%の我が国商船隊の輸送比率の維持</p> <p>〔内航〕 内航船舶の平均総トン数を毎年度610トンの維持</p>	
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>〔外航〕 我が国商船隊の輸送比率（世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送量の割合）</p> <p>〔内航〕 内航船舶の平均総トン数（内航海運における船舶の平均総トン数）</p>	
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特別修繕が適切に行われ定期検査に合格し日本船舶が支障なく運航されることにより、外航海運については中国やインド等の新興国の経済成長等を背景とした世界の海上輸送量が増える中、「毎年度概ね10%の我が国商船隊の輸送比率の維持」により、競争力のある日本商船隊の維持・強化が図られたといえる。また、内航海運については、経営基盤を強化し、効率的な船舶による安定的な輸送を行い、持続可能なサービスの提供が図られたといえる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局においては、「外航海運業における税制利用状況調査」、「内航海運業に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。</p>

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
外航 (適用額:百万円)	27社 (5,133)	41社 (5,388)	40社 (5,495)
内航 (適用額:百万円)	232社 (3,850)	274社 (3,421)	209社 (3,242)
合計 (適用額:百万円)	259社 (8,983)	315社 (8,809)	249社 (8,737)

※外航海運実績:事業者団体調査及び海事局調査
内航海運実績:海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」

② 減収額

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局においては、「外航海運業における税制利用状況調査」、「内航海運業に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
外航	1,540	1,374	1,401
内航	1,150	1,026	827
合計	2,690	2,400	2,228

※外航海運実績:事業者団体調査及び海事局調査
内航海運実績:海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)
本税制特別措置により、特別修繕費用を計画的に準備金として積み立て、適切な修繕が行われる結果として、外航海運については競争力のある日本商船隊の維持・強化が、内航海運については経営基盤を強化し、効率的な船舶による安定的な輸送を行い、持続可能なサービスの提供が図られている。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)
外航海運については、測定指標である「我が国商船隊の輸送比率」について、平成23年度～25年度実績がそれぞれ10.2%、10.2%、10.1%である。
内航海運については、測定指標である「平均総トン数」は平成23年度～25年度実績がそれぞれ654総トン、673総トン、688総トンである。

【出典】
〔外航〕
我が国商船隊の輸送比率:Clarkson ‘Shipping Review Database’、海事局外航課調査
〔内航〕
内航船舶の平均総トン数:海事局内航課調査

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>仮に、本租税特別措置が廃止されることになれば、5年に1回の定期検査時の巨額な支出となる大規模な特別修繕のための資金を計画的に積み立てることによる費用の平準化ができなくなること及びキャッシュフロー等の面で経営の安定化を阻害することとなり、外航海運については競争力のある日本商船隊の維持・強化に、内航海運については経営基盤を強化し、効率的な船舶による安定的な輸送を行い、持続可能なサービスの提供に大きな影響が出ること、また、測定指標における目標値を達成されていることから、本租税特別措置は税込減を是認するに足る効果が認められると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本税制特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的に国庫負担は少なくなる。 ・課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保され、事業者の資金繰りにも効果がある。 ・5年毎に多額の特別修繕費用が生じることとなるため、この負担を平準化させ、海運事業者に適切な修繕を実施させることができる。
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>海上運送の安全確保のため船舶安全法に基づき5年以内に1回の定期検査が義務づけられている一方、本租税特別措置は、1回の支出としては巨額の費用を要する大規模な特別修繕を実施し、船舶の運航を確保するため、必要な資金を計画的に準備金として積み立て、海運事業者のキャッシュフロー等経営の安定化を図るもの。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	<p>本租税特別措置により、特別修繕費用を計画的に準備金として積み立て、適切な修繕が行われる結果として、外航海運については競争力のある日本商船隊の維持・強化が図られており、また、内航海運については、経営基盤を強化し、効率的な船舶による安定的な輸送が確保され、良質な輸送サービスを持続的に提供する事業環境が維持されているので、引き続き存続させる必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年7月に実施

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	短期譲渡所得の課税の特例に係る税率軽減、追加課税の適用除外(法人税・所得税)	
2	租税特別措置等の内容	法人が、土地等を譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下の土地等を、成田国際空港株式会社へ譲渡した場合の譲渡所得に係る法人重課制度(土地譲渡益に対して10%の追加課税)等を適用除外とすることができる措置である。	
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室	
4	評価実施時期	平成27年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化を支援することによる、成田空港に関する事業の効率的な実施。 ----- 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 成田空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。(成田国際空港株式会社としては、継続して成田国際空港周辺に残存する移転対象の移転をできる限り進め、平成27年度から平成29年度の間、1年あたり約11件の移転を行うこととしている。) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 成田国際空港株式会社が、騒音対策事業において法律に基づいて実施する土地等の権原の取得は、地権者からの申し出により行われること、重課制度が課税停止中であることから、その把握は困難であり、よって測定指標の設定はしていない。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者による用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業の推進に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等	0(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) (租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、租税特別措置法第63条第7項等の規定により、土地譲渡益に係る重課制度は平成10年より課税停止中であり、同調査の集計対象とされないからである。)

		②: 減収額	0 (分析対象期間:平成22年度～平成26年度) (租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、租税特別措置法第63条第7項等の規定により、土地譲渡益に係る重課制度は平成10年より課税停止中であり、同調査の集計対象とされないからである。)
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 土地譲渡益に係る法人重課制度等が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しないが、重課が課税された場合には、成田空港に関する事業用地取得の円滑化が図れなくなる可能性があることから、本特例措置は効率的な事業の推進に寄与することとなる。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 — 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年～平成26年) 土地譲渡益に係る法人重課制度等が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。(平成10年以降課税停止中)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業者による用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税(重課)する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、課税の特例を採ることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き本特例措置を維持する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—